

令和7年度補正予算（案） 施策集

令和7年11月
環境省



令和7年度補正予算（案）施策集目次

	頁
I. 生活の安全保障・物価高への対応	
・断熱窓への改修促進【GX】 (断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業)	1
・住宅・建築物の脱炭素化(ZEH・ZEB等の普及)【エネ特+GX】 (建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業、既存住宅の断熱リフォーム支援事業、脱炭素志向型住宅の導入支援事業)	2
・モビリティの脱炭素化(商用車等、ゼロエミ船建造設備)【GX】 (商用車等の電動化促進事業、ゼロエミッション船等の建造促進事業)	10
・リユースの促進、食品ロス削減、ファッション・使用済紙おむつ・プラスチックの資源循環 (使用済み製品等のリユース、サステナブルファッション、食品ロス削減、プラスチックリサイクルの推進による循環型社会実現支援事業)	12
II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現	
・地域脱炭素推進交付金【エネ特】	13
・民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業【エネ特】	14
・脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業【エネ特】	20
・地域共生を目指したデータセンター脱炭素化設備導入支援事業【エネ特】	21
・ブルーカーボン等によるクレジットの創出・利活用に係る早期社会実装促進事業	22
・気候変動適応策(早期警戒システムの海外展開) (グローバルサウスにおける早期警戒システム導入促進事業)	23
・プラスチック・レアメタル含む金属などの高度な再資源化(太陽光パネルの再資源化推進のための環境整備含む)【エネ特】 (プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業、脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業)	24
・資源循環ネットワーク形成及び拠点の構築調査・実証(太陽光パネルの再資源化推進のための環境整備含む) (資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業)	26
・自動車再生材の利用拡大への破碎機・分析装置導入支援 (自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進事業費)	27
・地域資源活用による資源循環ビジネスの促進 (地域の資源循環促進支援事業、地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業)	28
・リチウムイオン電池等の火災事故防止・分別回収による安全・経済損失防止対策事業	30
・一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	31
・浄化槽の整備 (災害に強い浄化槽の整備による防災対策の拡充(循環型社会形成推進交付金))	32
・能登半島地震・豪雨等における家屋解体・災害廃棄物の処理等支援 (災害等廃棄物処理事業費補助金、災害等廃棄物処理促進費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助)	33
・大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築 (大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業)	36

・スクラップ等を取扱う不適正なヤード対策の推進 (不適正ヤードへの規制強化に向けた制度構築)	37
・PCB 廃棄物の適正な処理の推進等 (PCB 廃棄物適正処理対策推進費)	38
・防災拠点や避難施設となる公共施設への再エネ設備等導入支援【一部エネ特】	39
・自然公園等事業費	40
・自然公園等施設災害復旧事業	41
・指定管理鳥獣対策事業交付金等 (うち、クマ対策(クマ被害対策パッケージ)) (指定管理鳥獣(クマ類・ニホンジカ・イノシシ)対策事業)	42
・外来生物対策(外来カミキリムシ等) (特定外来生物防除等対策事業)	43
・動物収容・譲渡対策施設の整備 (動物収容・譲渡対策施設整備費補助)	44
・PFAS 対策の推進 (PFAS 対策推進費)	45
・花粉症対策の推進 (花粉症による健康影響基礎調査費)	46
・子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の化学物質分析加速化	47
・プラスチック等海洋ごみ回収・処理等支援 (海岸漂着物等地域対策推進事業)	48
・イノベーション創出のための環境スタートアップ支援 (イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)	49
Ⅲ. 防衛力と外交力の強化	
・二国間クレジット制度(JCM)による温室効果ガス削減推進事業 (脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度(JCM)推進事業(欧州復興開発銀行(EBRD)拠出金事業)、二国間クレジット制度(JCM)によるエネ起 CO2 以外を主とした温室効果ガス削減推進事業)	50
・ASEAN における廃自動車・EV バッテリーからの金属資源回収実態調査	52

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和7年度補正予算(案) 112,500百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ・2050年ネット・ゼロの実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化と「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現に貢献する。
- ・先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

住宅における熱の出入りの大半は窓等の開口部で発生しているにもかかわらず、日本の住宅の7割は単板ガラスの窓のみによって構成されていることから、窓の断熱改修による住宅の省エネ・省CO₂化のポテンシャルは大きい。

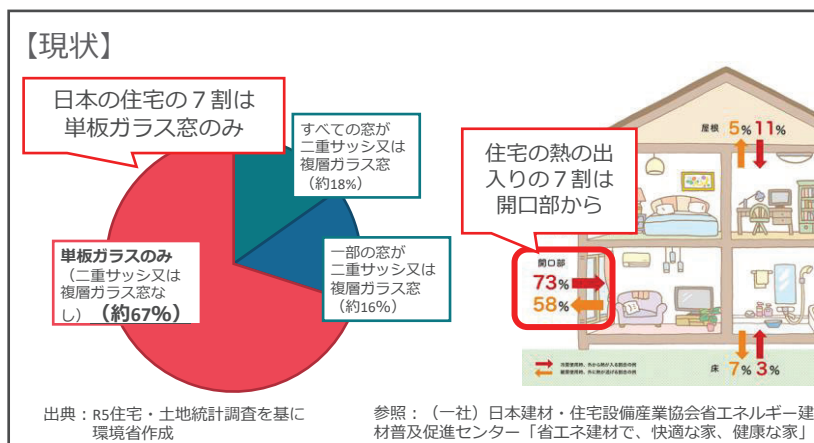
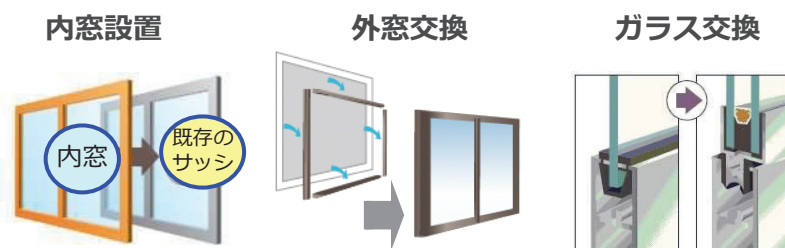
このため、本事業では、くらし関連分野のGXを加速させるため、既存住宅等における断熱窓への改修に対して補助を行う。

- ・補助額：工事内容に応じて定額
- ・対象：住宅及び一部の非住宅建築物における、窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）等
- ・要件：熱貫流率（Uw値）1.9以下など、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他の要件※を満たすもの等

※要件の一例（企業の規模等による）

製造事業者が当事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等についてコミットすること。

4. 補助事業対象の例



3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助事業
■ 補助対象	住宅の所有者、民間事業者及び団体等
■ 実施期間	令和7年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341



【令和7年度補正予算(案) 4,800百万円】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

（2）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①水インフラのCO2削減設備導入支援事業
- ②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業

（4）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

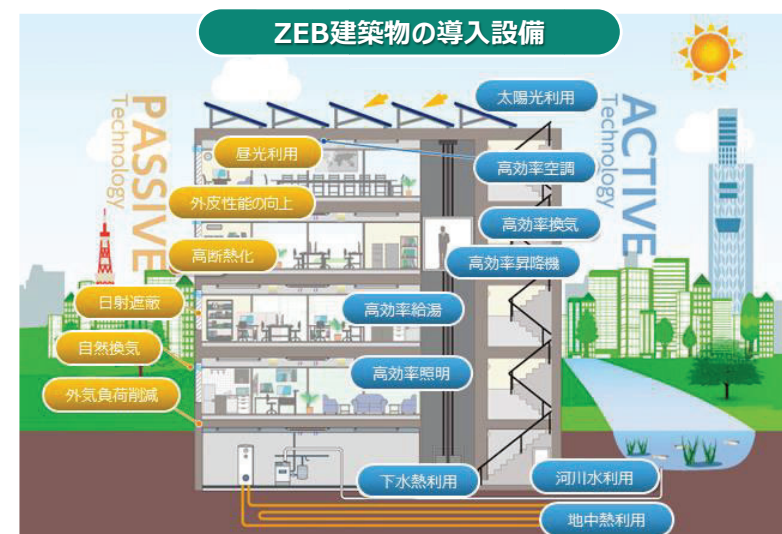
（5）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
- 補助対象
- 実施期間

メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及





業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業等

- ◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

- ◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (①②2/3～1/6 (延べ面積に応じて上限3～5億円)

③1/2 (上限100万円))

- 補助対象 地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4

- 実施期間 令和7年度

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等以外 ※1	事務所等 ※2	事務所等以外	事務所等
2,000㎡未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000㎡以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。
(建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区も対象)

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定を行い、ZEB化に資する省CO2設備を導入する事業について支援する。

※注 ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定し、ZEB化に資する省CO2設備を導入する事業を支援する。

◆補助要件：

ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等

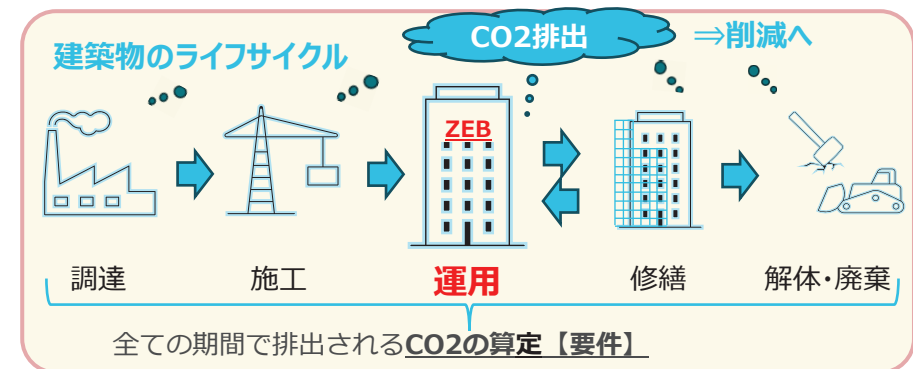
◆補助対象経費：

ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（55%～21%（上限5億円））
- 補助対象 地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。

※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※4 都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※5 延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化設備の導入支援や更なる再エネ活用に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む。）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

2. 事業内容

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入※に対して支援を行う。

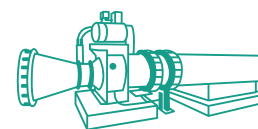
※省エネ設備の導入は、CO2削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

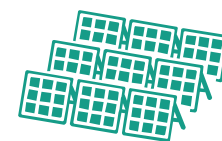
水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

4. 事業イメージ

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



小水力発電設備



太陽光発電設備

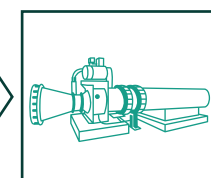


高効率設備

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



発電に未利用の放流水等が存在



民間事業者が発電設備を設置

電力供給



周辺地域・企業

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和7年度



業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業

既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。(補助率: 1/3、上限: 1,000万円)

2. 民間建築物等における省CO2 改修支援事業

高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。(補助率: 1/3、上限: 3,500万円)

3. テナントビルの省CO2 改修支援事業

オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。(補助率: 1/3、上限: 4,000万円)

4. 空き家等における省CO2 改修支援事業

空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。(補助率: 1/3、上限: 1,000万円)

◆補助要件: 各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

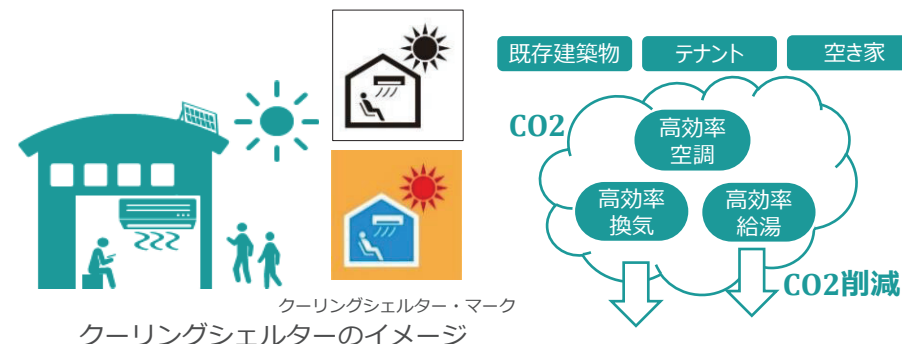
災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設(コンテナハウス等)に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。(補助率: 1/3) ※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

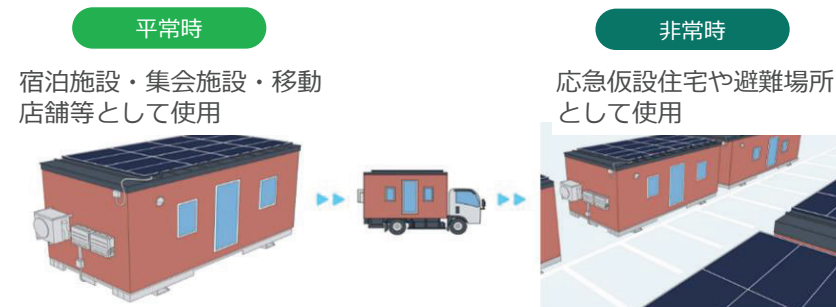
- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (5) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)



営業倉庫への省CO2型・省人化機器等と再エネ設備の同時導入を支援して、サステナブル倉庫を促進します。

1. 事業目的

営業倉庫への省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することで、サステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現するとともに、災害時におけるサプライチェーンの維持等の地域課題の解決に貢献する。

2. 事業内容

省CO2化設備等の導入によるエネルギー消費削減、保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、再エネ設備の導入によるエネルギー供給を行う事業に対して、設備導入コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開する。

◆補助対象設備：

省人化設備、再エネ設備、蓄電設備、付帯設備、省CO2化設備

◆補助要件：

倉庫業者が、次の①と②を同時導入すること等

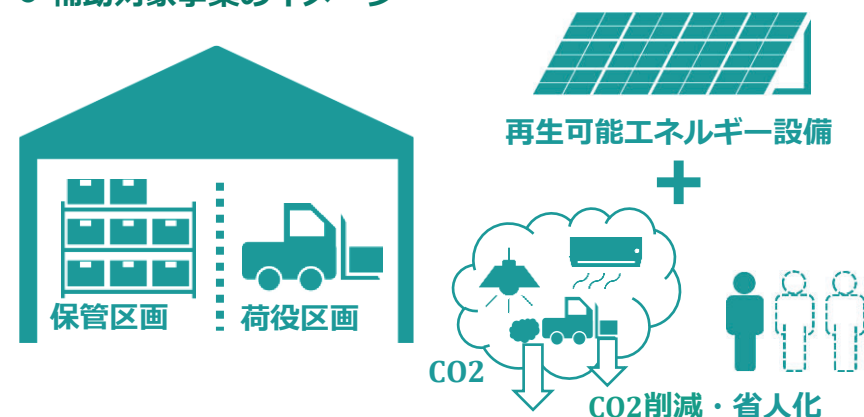
- ① 営業倉庫の保管区域又は荷役区域への倉庫内作業の省人化機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等。導入により省CO2化されるものに限る。）
- ② ①の施設敷地内に設置される再エネ設備（太陽光発電設備等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2）（上限1億円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

●補助対象事業のイメージ



●省CO2化・省人化機器等の例



既存住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和7年度補正予算（案） 1,000百万円】

既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

既存住宅の断熱リフォーム（トータル断熱、居間だけ断熱）を行う者に対して1/3補助を実施

① トータル断熱

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

② 居間だけ断熱

居間（主要居室）の全部の窓を改修

①、②のいずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

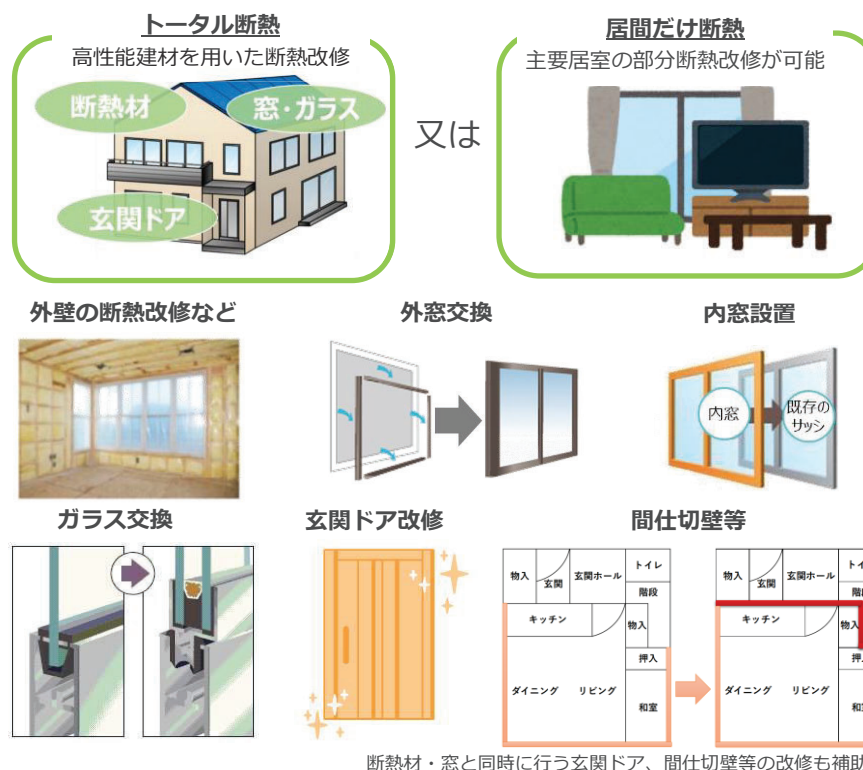
【補助上限額】

- ・ 既存戸建住宅：上限:120万円/戸
- ・ 既存集合住宅：上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助事業 住宅所有者等
- 実施期間 令和7年度

4. 補助対象の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341



【令和7年度補正予算（案）75,000百万円】

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅（脱炭素志向型住宅）の導入を支援します。

1. 事業目的

- 脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- 住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 事業内容

家庭部門のCO2排出量削減を進め、くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

○対象（補助額）：新築戸建住宅※1、新築集合住宅※1

省エネ基準における地域区分1～4：125万円／戸、5～8：110万円／戸

※1：補正予算案の閣議決定日（令和7年11月28日）以降に、工事着手（基礎工事に着手）したものに限る。

○主な要件：① 断熱等性能等級6以上

- 一次エネルギー消費量削減率35%以上（省エネのみ）
- 一次エネルギー消費量削減率100%以上（再生エネ等含む）※2
- 高度エネルギーマネジメント（HEMS等）
- 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等すること※3 など

※2：右の表を参照

※3：温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など

注）以下の住宅は、原則対象外とする。

- 「土砂災害特別警戒区域」又は「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
- 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域内）」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
- 「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域）における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」に立地する住宅
- 「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域）における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 補助要件（詳細）・補助対象の例

＜補助要件（詳細）＞

住宅の種別 (形態・立地を含む)	断熱 性能	一次エネ消費量削減率		その他要件
		省エネのみ	再生エネ含む	
戸建	等級6 以上	35% 以上	100%以上	・高度エネルギーマネジメント（HEMS等）の導入 ※他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要（接続の是非は居住者の判断）
			75%以上	
			—	
集合	等級6 以上	35% 以上	75%以上	
			50%以上	
			—	

＜補助対象の例＞



商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和7年度補正予算（案） 30,000百万円】
※3年間で総額6,000百万円の国庫債務負担

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

1. 事業目的

- ・運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- ・また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- ・このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、脱炭素に意欲的に取り組む事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

また、GX建機※の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助額：差額の2/3相当、本体価格の1/4相当等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

【トラック】補助額：標準的燃費水準車両との差額の2/3相当 等

補助対象車両
の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助額：車両本体価格の1/4相当 等

補助対象車両
の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助額：標準的燃費水準車両との差額の2/3相当 等

補助対象車両
の例



EVバス



FCVバス

【建設機械】補助額：標準的燃費水準機械との差額の2/3 等

補助対象機械
の例



GX建機



【充電設備】補助額：本体価格の1/2 等

補助対象設備
の例



充電設備

※本事業において、上述の車両及び建機と一体的に導入するものに限る

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

ゼロエミッション船等の建造促進事業（国土交通省連携事業）



【令和7年度補正予算（案） 1,000百万円】

※5年間で総額15,000百万円の国庫債務負担

ゼロエミッション船等の建造に必要な生産設備の整備を支援し、その普及を促進します。

1. 事業目的

- 我が国の運輸部門からのCO2排出量のうち、船舶は自動車に次いで大きな割合(5.5%)を占め、2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の普及が必要不可欠。ゼロエミッション船等の供給基盤構築を行うことにより、それらの船舶の市場導入の促進によるCO2の排出削減を進めるとともに、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。
- 本事業ではゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産基盤の構築・増強及びそれらの設備を搭載（艤装）するための設備整備のための投資等を支援し、ゼロエミッション船等の供給体制の整備を図る。

2. 事業内容

今後、新燃料船への代替建造が急速に進むと見込まれることを踏まえ、ゼロエミッション船等の供給基盤確保を推進するため、以下の補助を行う。

- ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備の整備・増強
- 上記船用機器等を船舶に搭載（艤装）するための設備等の整備・増強

本事業を通じ、海運分野における脱炭素化促進に資するとともに、ゼロエミッション船等の建造需要を取り込むことにより、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

船用事業者に対しゼロエミッション船等の重要船用機器の生産設備の導入を支援



造船事業者に対しゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の搭載に必要なクレーン等の艤装設備等の導入を支援

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8303

使用済み製品等のリユース、サステナブルファッション、食品ロス削減、プラスチックリサイクルの推進による循環型社会実現支援事業



【令和7年度補正予算（案） 526百万円】

リユース、サステナブルファッション、食品ロス削減、プラスチックリサイクルの推進等による循環型社会の実現に向けた支援により、地域資源を活用し、全国の地域に強い経済と豊かな生活環境を創出します。

1. 事業目的

- (1) 物価高騰対策にも資する資源循環促進事業への支援を行う。
- (2) 使用済み製品等のリユース及びサステナブルファッションの推進に向けた支援を行う。
- (3) 食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援する。
- (4) 動脈産業と静脈産業の連携を推進し、プラスチック再生材を使用したプラスチック製品の製造を拡大する。

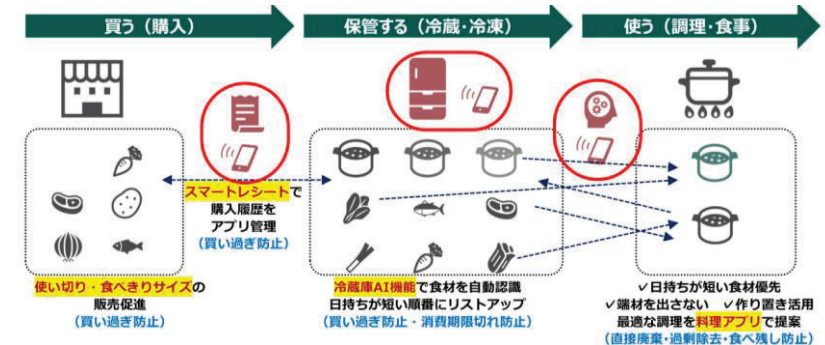
2. 事業内容

- (1) 物価高騰対策にも資する資源循環促進事業
 - ・自治体が行うリユース等の促進に関する取組について支援を行う。
 - ・リユースが進みにくいEVバッテリーに関するリユース促進の支援を行う。
- (2) 使用済み製品等のリユース及びサステナブルファッションの推進
 - ・消費者が利用しやすいリユースの新たなビジネスモデルや、回収後の資源活用まで見据えたシステム構築に取り組む自治体等を対象にモデル事業の実施支援等を行う。
- (3) 食品ロス削減対策及び食品リサイクルシステムの地域実装の支援
 - ・食品ロス削減に向けた課題を明確にするため、自治体の家庭系食品廃棄物・食品ロス排出状況の把握に向けた発生量調査・組成調査等を支援する。
 - ・デジタル技術等を活用した家庭系食品ロス削減対策及び食品リサイクル事業者等の関係者間連携による食品リサイクルシステムの地域実装支援を図る。
- (4) プラスチック再生材利用拡大に向けた動静脈連携事業の推進
 - ・プラスチック再生材利用拡大に向けた施策を推進するため、調査分析および専門家の参加する検討会を実施する。

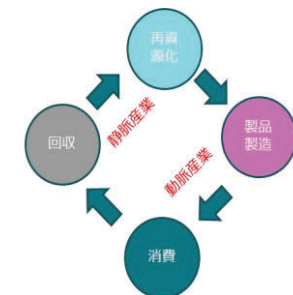
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



デジタル技術等を活用した家庭系食品ロス削減の促進イメージ



動静脈連携によるプラスチック再生材の使用の推進

東京都八王子市による地域のデジタルプラットフォームを活用した不要品のリユース実証事業

お問合せ先:

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話: 03-6205-4947

同課 資源循環制度推進室 電話: 03-6205-4946

同課 容器包装・プラスチック資源循環室 電話: 03-5501-3153

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和7年度補正予算（案） 33,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等を踏まえ、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進することを目的とする。

2. 事業内容

<地域脱炭素1.0>

①脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。

※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

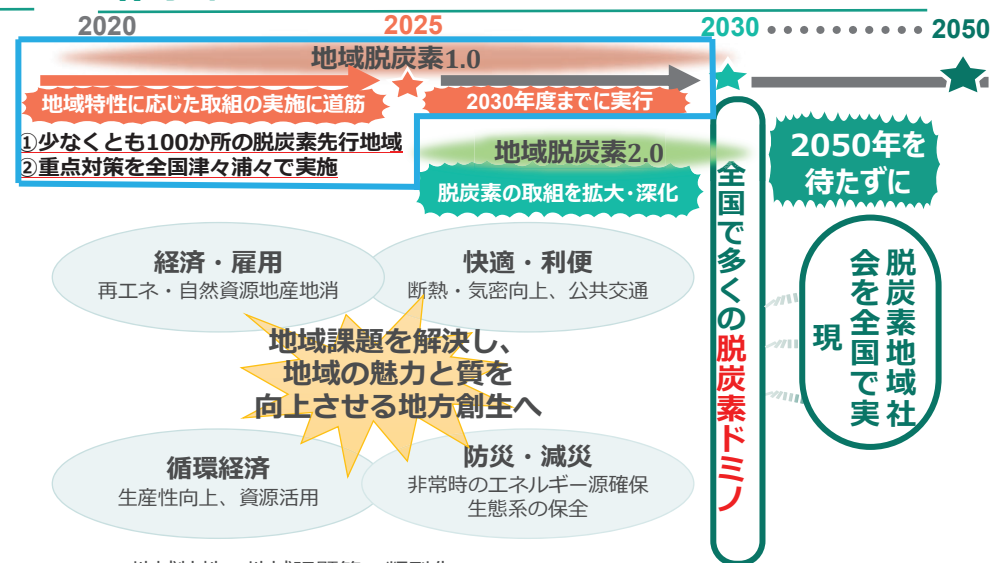
②重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

3. 事業スキーム

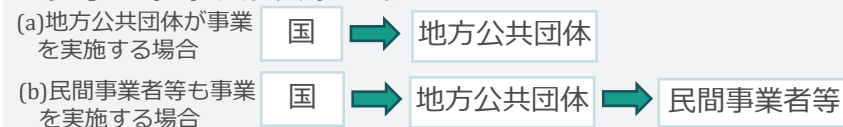
■ 事業形態	交付金（交付率：① 原則 2/3 ※ ② 2/3～1/3 等）	※一部の設備について、地方公共団体の財政力指数が一定未満で、かつ、設備導入場所が過疎地域に該当する場合、3/4
■ 交付対象	地方公共団体等	
■ 実施期間	令和7年度	

4. 事業イメージ（「2.事業内容」は青枠部分に該当。）



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：（1）交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和7年度補正予算(案) 4,500百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

2. 事業内容

(1) ストレージパリティ*の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

*太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業

(3) 離島の脱炭素化推進事業

(4) 新手法による電力融通モデル創出事業

3. 事業スキーム

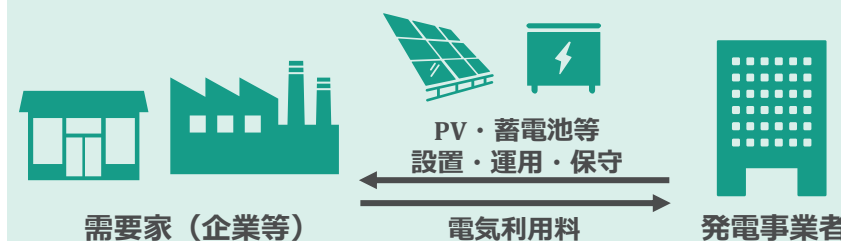
■事業形態 間接補助事業(メニュー別スライドを参照)

■補助対象 民間事業者・団体等

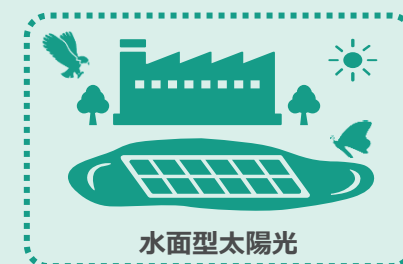
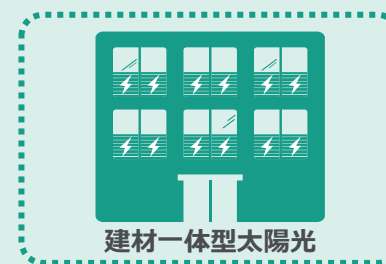
■実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



設置場所の特性に応じた再エネ導入



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話: 0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ*の達成を目指す。

*太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO2削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。

これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

3. 事業スキーム

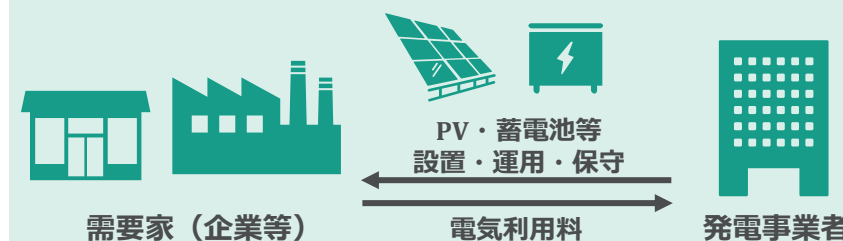
■事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））

■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

*蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

*EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

※コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業（補助額8万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備（ソーラーカーポート、ソーラーロード等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

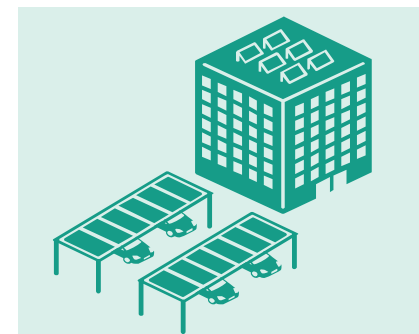
3. 事業スキーム

■事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）

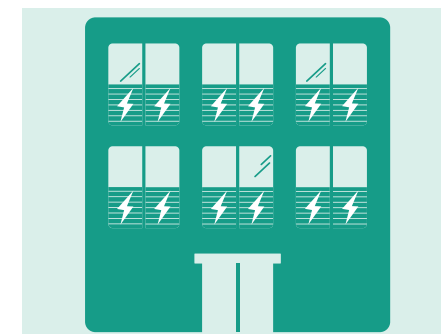
■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



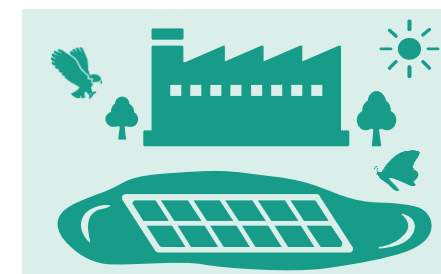
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業(2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業(補助率1/3、1/2)

地域の特性に応じた(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電(太陽光発電除く)、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件(※)を満たす場合に設備導入支援等を行う。

※コスト要件

(熱利用)：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト(※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく)より一定以上低いものに限る。

(発電)：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業(補助率3/4、2/3)

熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態 ④⑤間接補助事業(計画策定：3/4(上限1,000万円)、設備等導入：1/3、1/2、2/3)

■補助対象 地方公共団体(※)・民間事業者・団体等 ※温泉熱のみ

■実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

再エネ熱等の地域資源の例



熱分野の脱炭素化へ





離島での再エネ設備等の群単位での実装により、離島の脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

離島での再エネ率を向上させるため、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する技術の実装を支援することで、離島の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

離島は、電力供給量に占める再エネの割合が低い。電力供給量に占める再エネの割合を高めるためには、調整力も同時に強化していく必要があるが、そのためには、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

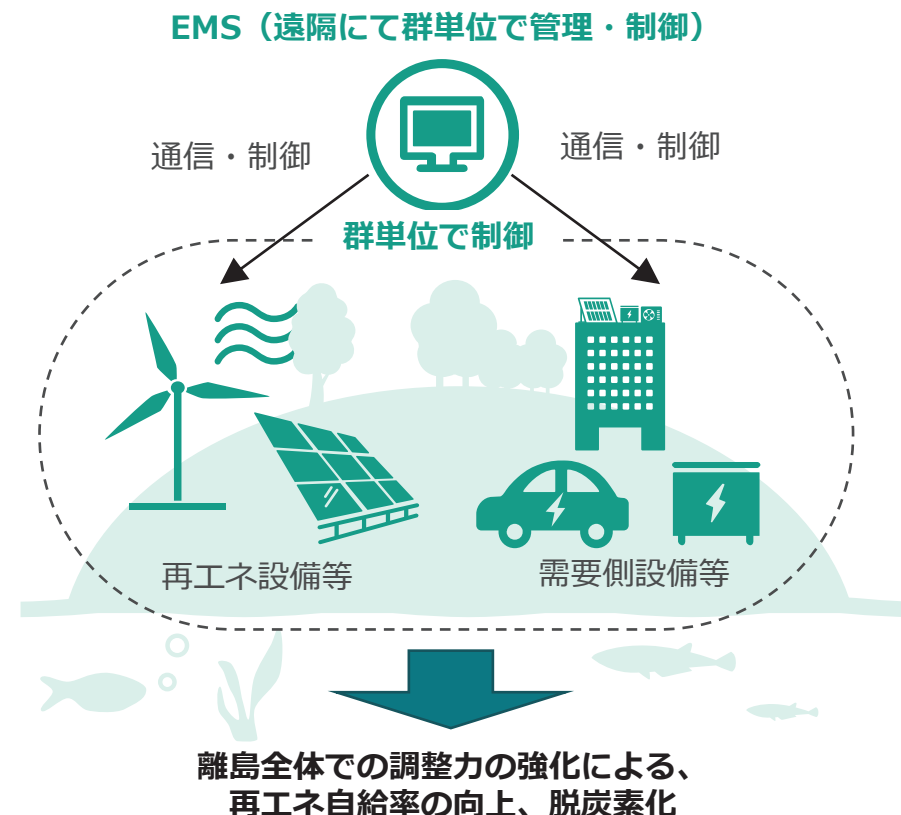
本事業では、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高めCO2削減を図る以下の取組に対して支援を行う。

- ① **計画策定** : バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する計画策定
- ② **設備等導入** : 再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた取組

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ





TPO（第三者保有）モデルによる建物間・地域内での電力融通モデルの創出を支援します。

1. 事業目的

TPO（第三者保有）モデルを活用した電力融通モデルの創出・普及促進を支援することで、建物間・地域内での脱炭素化を図る。

2. 事業内容

TPO（Third Party Ownership/第三者保有）モデルとは、需要家以外の第三者が設備を保有することをいい、このモデルを活用した複数の建物間・地域内での電力融通モデルが構築されることで、需要家は初期費用ゼロで設備を導入することが可能となる他、包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで電力の有効活用が推進され、総合的な脱炭素化の加速化が期待できる。

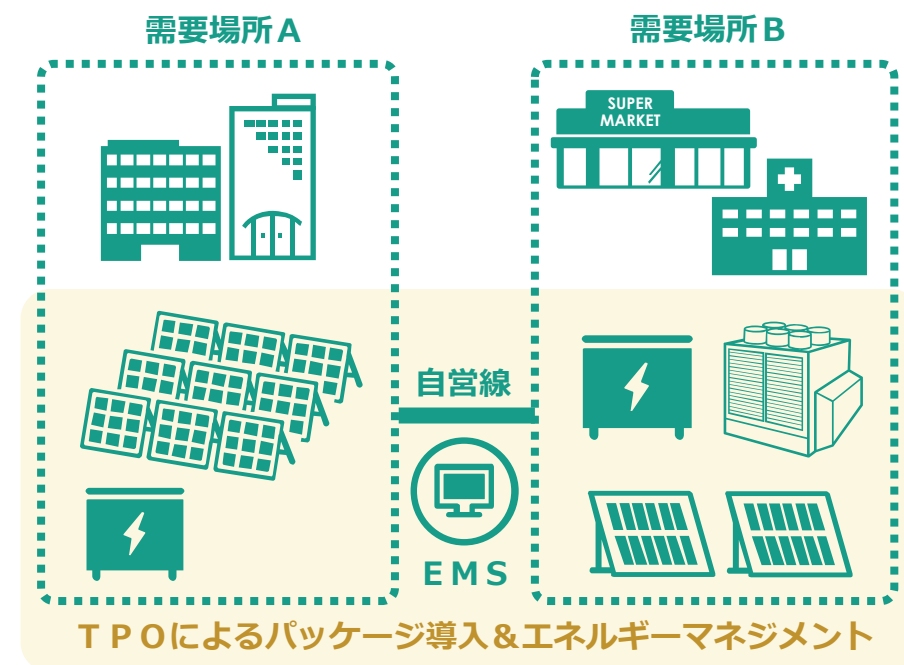
本事業では、TPOモデルを活用した以下の取組に対して支援を行う。

- ① **計画策定**：省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、建物間電力融通に係る計画策定
- ② **設備等導入**：複数の建物間で電力融通を行い、再エネ発電設備や自営線、EMS等の導入により、平時での省CO2と災害時の避難拠点を両立させる取組

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和7年度補正予算（案） 3,500百万円】

中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

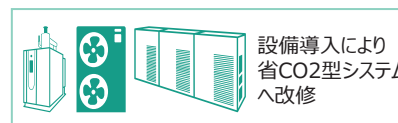
- ① **省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）**
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。
※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む
- ② **DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）**
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施

補助事業の効果



設備導入により
省CO2型システム
へ改修



- ・脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- ・CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- ・CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信

② DX型CO2削減対策実行支援事業



データにより設備稼働の
現状・課題を見える化

工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減

データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------|
| ■ 事業形態 | ①②間接補助事業 |
| ■ 補助対象 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和7年度 |

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

地域共生を目指したデータセンター脱炭素化設備導入支援事業（総務省連携事業）



【令和7年度補正予算（案） 2,000百万円】

データセンターの省エネ化と未利用エネルギー活用等により、地域共生型のデータセンター普及を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度・2035年度・2040年度の各削減目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、生成AI等の活用拡大に伴いGHG排出量急増が見込まれるデータセンターを対象に、未利用エネルギーの活用等を支援する。これにより、データセンターの脱炭素化と地方分散を促進し、地域と共生する持続可能なデータセンターの普及を図る。

2. 事業内容

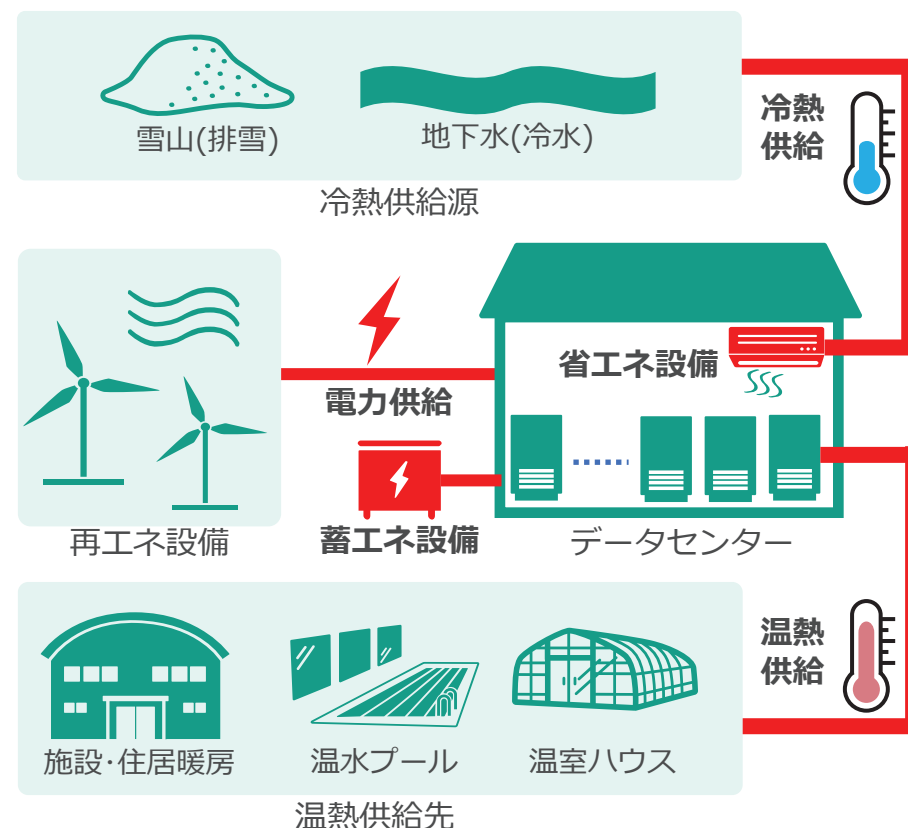
経済安全保障や産業力強化の観点から、生成AI等の活用拡大に伴い、国内のデータセンター立地とともに電力需要も今後急激に増加することが見込まれる。増大するデータセンター需要を脱炭素電源の近傍等の適地に誘導することを念頭に、データセンターへの省エネ設備、未利用再エネ利用設備、熱利用設備、蓄エネ設備等の導入を支援することにより、地域共生型のデータセンターを普及する。

補助対象設備（補助率）	・省エネ設備（1/2） ・未利用再エネ利用設備（1/2） ・熱利用設備（1/2） ・蓄エネ設備（1/3） 等
補助上限額	10億円（1事業につき）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

ブルーカーボン等によるクレジットの創出・利活用に係る早期社会実装促進事業



【令和7年度補正予算（案）400百万円】

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、ブルーカーボン等の大規模な吸収源対策技術の早期社会実装を目指します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、ブルーカーボン等の大規模な吸収源対策技術の早期社会実装が必要となっている。このため、当該技術を活用したクレジット創出を支援するとともに、その円滑な流通のために必要な基盤整備等を進める。あわせて、大規模なブルーカーボンの取組を推進するために、ブルーカーボン推進官民協議会（仮称）において技術・制度・資金等の課題に対して官民連携で取り組む。

2. 事業内容

①クレジットの円滑な流通のための取引基盤整備

- ブルーカーボン等によるクレジットのGX-ETSへの適格性確保
- 低コストなブルーカーボン等のクレジット化の方法論、認証スキームの検討に必要な知見の収集、開発
- 大規模増殖技術等によるコストダウンに必要な知見の収集・検討・整理 等

②大規模実証プロジェクトの立上げ支援

- 大規模実証プロジェクト実施に向けた概念実証

③ブルーカーボン推進官民協議会（仮称）の運営

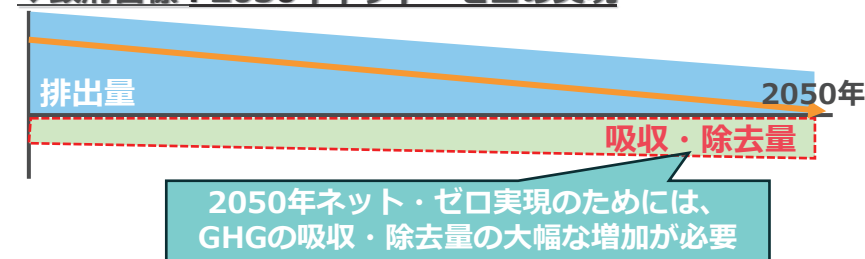
- 基盤技術開発や技術実証等に関する検討
- 海域利用の在り方等の事業環境整備に関する検討
- 資金調達や収益化の仕組み等に関する検討

3. 事業スキーム

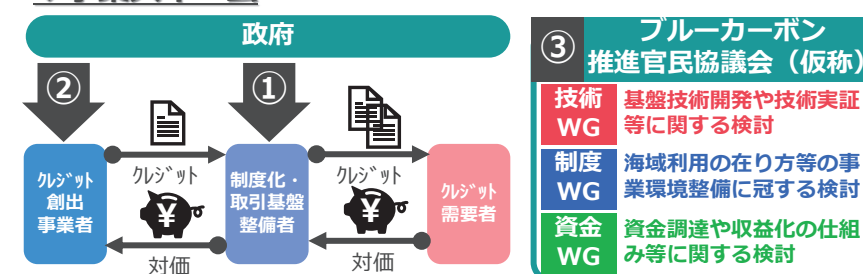
- 事業形態 請負事業・直接補助事業（補助率 定額（1/3相当））
- 請負先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

◆政府目標：2050年ネット・ゼロの実現



◆事業スキーム



◆早期社会実装を目指すCDR技術例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室 電話：03-5521-8244

グローバルサウスにおける早期警戒システム導入促進事業



【令和7年度補正予算（案） 56百万円】

官民連携のもと、日本の優れた早期警戒システム(EWS)のグローバルサウス諸国への展開を推進します。

1. 事業目的

- ① 日本の重要貿易相手国を対象に、日本企業の有する優れたEWS関連技術の海外展開を促進する。
- ② 現地の操業に影響を及ぼし得る気象リスク情報へのアクセスを改善することで、日本企業の事業展開を後押しする。
- ③ 官民連携によるEWS導入の取組を国際社会に発信し、自然災害への備えにおける日本の主導的立場を確立する。

2. 事業内容

環境省は令和5年度に「アジア太平洋地域における官民連携による早期警戒システム導入促進イニシアティブ」を公表した。気候変動影響に脆弱な地域社会のレジリエンス強化を目的に、途上国のより広範なニーズに対応するため、複数のEWS関連技術を組み合わせたパッケージ化が有効である。

本事業では、我が国のサプライチェーンにおいて戦略的に重要なグローバルサウスの国・都市のニーズを踏まえ、EWS関連技術を有する複数の企業と連携し、パッケージによるフィージビリティスタディ(FS)を支援する。

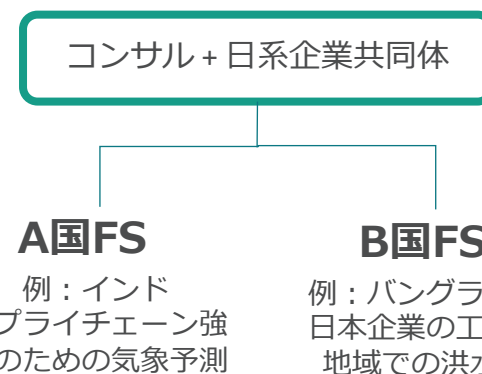
具体的には、対象国・都市における自然災害リスクを特定した上で、例えば気象関連情報サービスを中心に、予測・防災マップやモニタリングとの組み合わせにより、災害が差し迫る前から事前防災に取り組めるシステムを当該地で提供することの実現可能性を検討するため、技術・サービス間の連動性、現地社会制度、市場動向等を調査する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

グローバルサウスの2都市程度を対象にEWS関連技術のパッケージによるビジネス展開を検証



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 気候変動科学・適応室 電話：03-5521-8242

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和7年度補正予算（案） 3,000百万円】



脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、金属資源及びベース素材等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

②金属・再エネ関連製品・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれている有用金属を含む製品や再エネ関連製品及びベース素材の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。

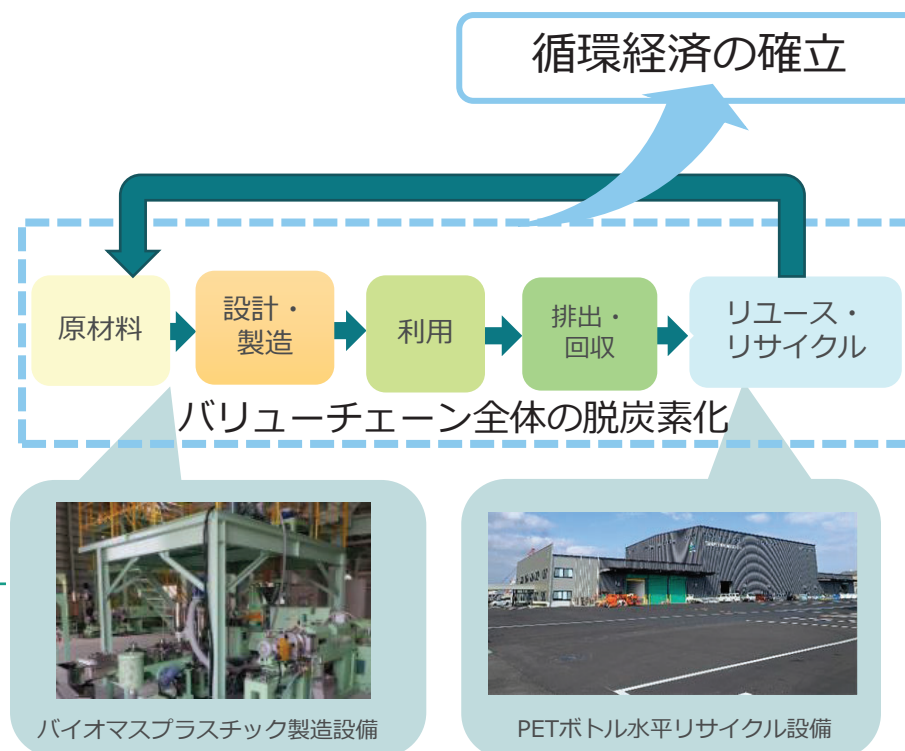


金属破碎・選別設備



太陽光発電設備リサイクル設備

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度

お問合せ先：環境再生・資源循環局 資源循環課

①容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153

②資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業



【令和7年度補正予算（案） 100百万円】

カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

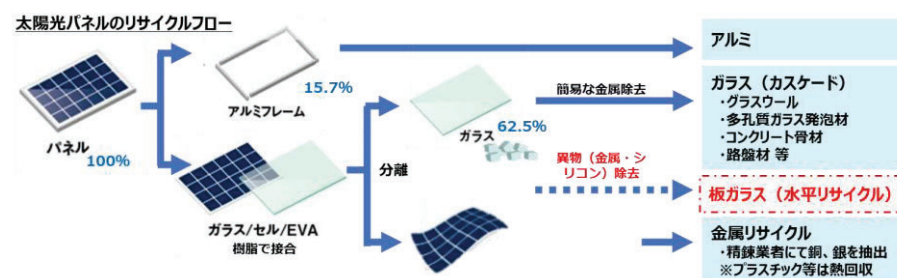
1. 事業目的

動静脈連携による太陽光パネル由来のガラスの水平リサイクル技術の確立を通じた、国内資源循環体制の構築を目指す。

2. 事業内容

- 今後、大量排出が見込まれている太陽光パネルは、確実に国内でリサイクル・適正処理するためのシステムの構築とあわせて、リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するための省CO2型リサイクル体制の整備が必要である。
- 太陽光パネルの重量の約6割を占めているガラスは、高品質なリサイクル材（板ガラス）が製造できていない。板ガラスの製造に必要な質のカレット（板ガラスの原料）の十分な供給が実現できていないためであり、動静脈連携を通じたガラスの水平リサイクル技術の確立が重要である。
- 本事業では、太陽光パネル由来のガラスの省CO2型リサイクル技術向上を図る実証を実施する。

4. 事業イメージ



- 中間処理事業者とガラスメーカーが連携して、水平リサイクルを実現するための異物の高度選別技術等の開発を通じ、太陽光パネル由来のガラスのリサイクル促進を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和7年度

お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室（03-6206-1875）

資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業



【令和7年度補正予算（案） 376百万円】

再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。本事業は、再生材供給サプライチェーンの強靱化を目的として、循環資源のリサイクルのためのネットワーク（物流や動静脈連携）形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築に向けた調査・実証等を行うものである。

2. 事業内容

1.再生材サプライチェーン強靱化戦略の検討

リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための新たな施策の検討や再生材市場拡大による経済面や環境面、社会面における、様々な効果の推計を行う。

2.再生材サプライチェーン強靱化に向けたケーススタディ

国内において早急に再生材サプライチェーンの構築が必要な循環資源等を対象として、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための課題やニーズの調査等を行う。

3.資源循環ビジネスの活性化に向けた調査及びモデル実証

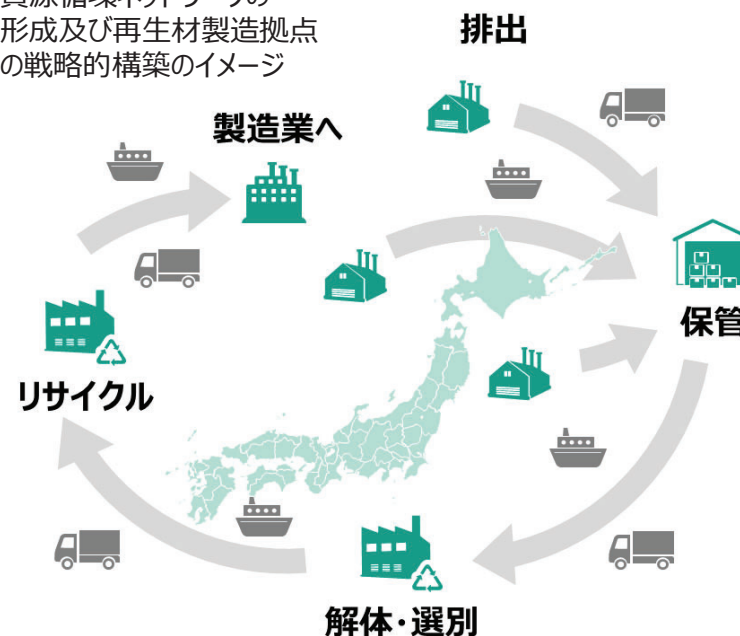
循環資源の有する潜在的な有害性のリスク管理のためのトレーサビリティ確保及び効果的な回収のあり方を検討するモデル実証を行うとともに、本実証の成果を踏まえ、必要な政策について評価・検討を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

資源循環ネットワークの
形成及び再生材製造拠点
の戦略的構築のイメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課、資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1871、03-6205-1875

自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進事業費（経済産業省連携事業）



【令和7年度補正予算（案） 500百万円】

循環経済への移行に向け、産官学で一致団結し、国内における再生材市場構築を進めます。

1. 事業目的

2023年7月に提案された欧州のELV（廃自動車）規則案、バッテリー規則などの国際的変化に対応しながら、質の高い再生材の供給を拡大・安定していくことは、循環経済への移行を国家戦略として掲げている我が国にとって重要である。本事業では、自動車における再生プラスチックの供給拡大・安定と再生材市場構築に向け、産官学で連携し、サプライチェーンを通じた課題に対応する。

2. 事業内容

1. 自動車における再生材市場構築のための産官学連携による調査等

- ① 自動車における再生材（プラ・金属・LiB等含む）市場構築のための調査
- ② 再生プラスチック供給ポテンシャルの評価

2. 廃自動車からのプラスチック回収促進事業

- ③ プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入支援

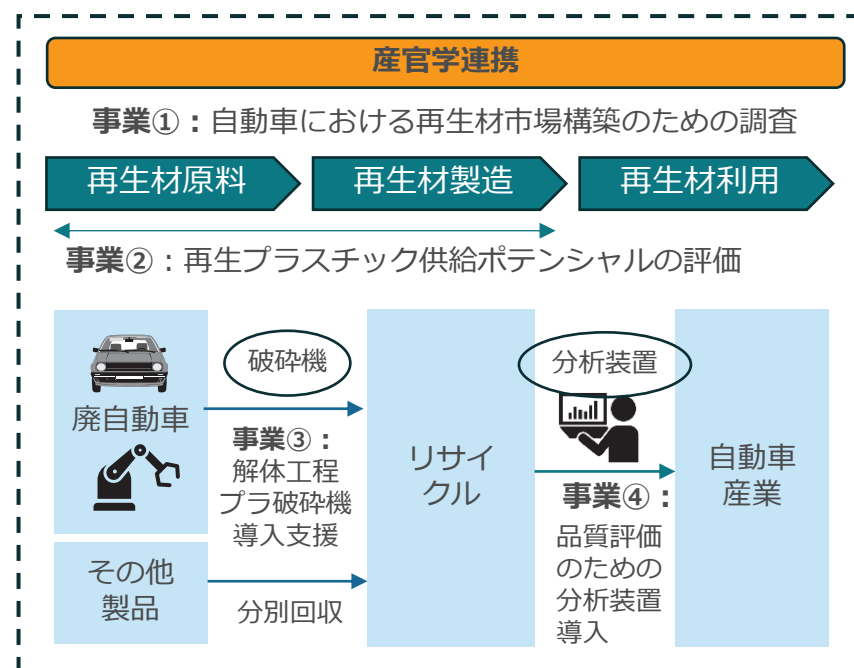
3. 高品質な再生材の供給促進事業

- ④ 再生材の品質評価のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業
- 請負先・補助対象/ 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946

地域の資源循環促進支援事業



【令和7年度補正予算（案） 364百万円】

地域の循環資源を活かして地域経済を活性化させる自治体の資源循環取組の底上げを支援し、全国的な循環経済への移行を促進します。

1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、地域での事業化を志向する自治体に対し、先進事例に取り組むマイスターによる資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行い、ビジョンの作成やモデル実証事業の支援を行うとともに、創出されたビジネスの実装に向け、自治体、地元企業、地域住民が連携した体制構築と継続的なフォローアップを実施する。あわせて、取組の知見や成果を集約・発信するポータルサイトの整備と、こうした取組を先導する中核人材の育成を推進し、全国的な循環経済への移行を促進する。

2. 事業内容

① 自治体資源循環診断、ビジョンの作成及びフォローアップ支援

マイスターが参画し、アンケートやデータから、再生可能資源の実態や推進体制等を把握し、資源循環に関するポテンシャル等を診断する。診断結果を基に、地域の特性に応じた有望分野や施策を特定して、地域へのメリットを提示し、地域課題解決に資源循環を取り入れたビジョンを作成。作成後は、新規実証事業化に向けた継続的なフォローアップを行う。

② 循環型ビジネスモデル実証事業の実施及びフォローアップ支援

マイスターが参画し、地域の廃棄物の資源化を目的として、全国7地域で4類型（地域経済型・地域コミュニティ型・地域資源活用型・廃棄物処理コスト削減型）の実証事業を実施。実証後は事業の持続的な運営を見据え、モデルの定着・拡大に向けたフォローアップを行う。

③ 資源循環の取組を伴走支援するツールの提供と改善

資源循環推進に向け、自治体・事業者が活用できるポータルサイトを構築する。サイトには、循環型ビジネス創出プロセスやアクションを整理・体系化したガイダンス、先進事例の集約、人材育成プログラム、効果算定手法などを備え、①②を通じて適宜ブラッシュアップを行い、実践的なツールとして提供する。

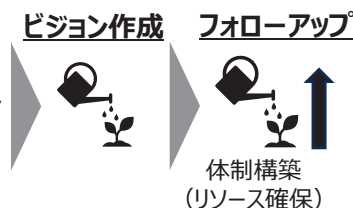
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

・自治体診断・ビジョン作成

資源循環進捗度アドバイス



・モデル実証事業

地域課題に資源循環の取組でアプローチ

【地域の主な課題】

- ・地域経済の衰退
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・廃棄物処理コストの負担
- ・森林資源の荒廃



・伴走支援ツール

マイスター
地域で先進的資源循環の実装を推進した実績者



人材育成プログラム
地域の資源循環を牽引するプレイヤーを育成する仕組み



ガイダンス
事業創出に向けた具体的なプロセスやアクションを整理



ポータルサイト

効果算定
環境・経済・社会面の効果を評価する考え方を整理



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-3581-3351

地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業



【令和7年度補正予算（案） 800百万円】

地域資源を活用した再生材の地域への供給を強化することで、新たな付加価値創出・地域経済活性化を図ります。

1. 事業目的

地域資源の活用を促進するため、地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）、廃油、建設廃棄物、SAF原料などの資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化の取組を支援し、地域循環経済への移行と地域経済の活性化を図る。

2. 事業内容

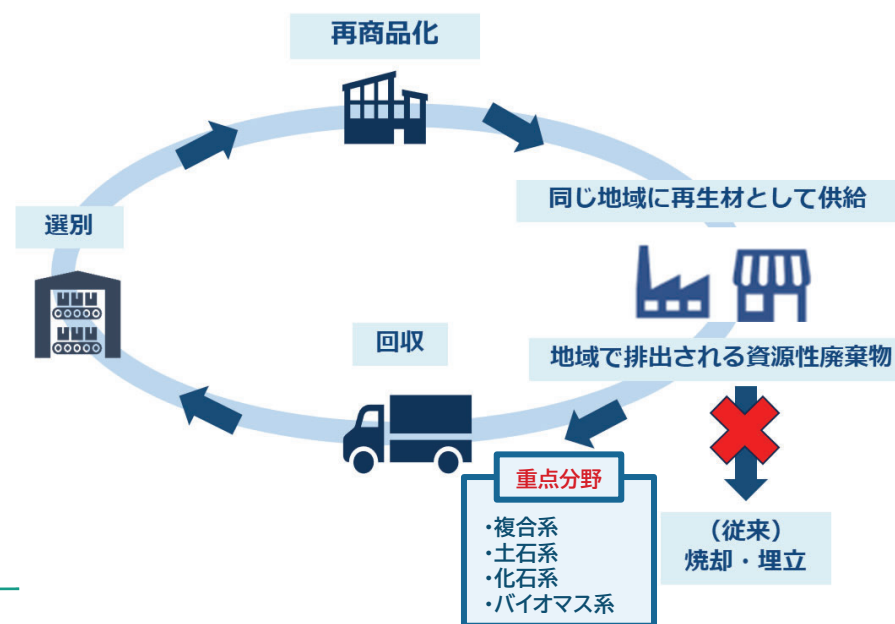
① 地域資源の活用に向けた調査・モデル実証事業

複合素材や焼却灰、建設廃棄物、バイオマスなどの再資源化困難物について、地域特性に応じた資源循環ルートの構築を目指し、実施可能性調査やモデル実証を支援する。重点分野として、廃家具等の複合系、建設廃棄物等の土石系、カーオイル等の化石系、SAF原料等のバイオマス系を想定し、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援し、地域連携を促進する。

② 地域資源の活用に向けた再資源化のための技術実証・設備導入支援

焼却・埋立てされている再資源化困難物について、製造業や小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援する。

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- | | |
|------------|-------------------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2） |
| ■ 請負先・補助対象 | 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和7年度 |

お問合せ先： 環境再生・資源循環局 資源循環課 03-6206-1871

リチウムイオン電池等の火災事故防止・分別回収による安全・経済損失防止対策事業



【令和7年度補正予算（案） 1,282百万円】



リチウムイオン電池の分別回収体制の構築や高度選別機等の導入補助により、廃棄物処理の事業継続等を支援します。

1. 事業目的

近年、市町村や民間の廃棄物処理施設等でリチウムイオン電池に起因する火災事故等が頻繁に発生しており、当該施設の停止のみならず、社会システムの停滞を招く事態となっている。自治体、関係業界等と協力し、リチウムイオン電池の分別回収等の体制構築を行うとともに、高度選別機や検知連携システム等の導入補助により処理業者を支援し、火災事故による経済損失の防止、廃棄物処理の適正化とそれに伴う再生材の安定供給力の確保、先進的な装置の国際展開を見据えた市場創出等を実施する。

2. 事業内容

（1）リチウムイオン電池等の回収体制構築に向けた検討

リチウムイオン電池等の回収量を把握し、取組の有効性の評価や処理の効率化等を図るため、市町村で排出されるリチウムイオン電池等の排出量、処理事業者や国内精錬事業者の実態を調査する。

また、製造・販売事業者、公共施設等での回収拠点の拡大、処分先の選定や効率的な運搬等を担う相談センター構築のための検討を行う。

（2）廃棄物処理施設等における火災防止等設備導入促進事業

民間企業が有する廃棄物処理施設等において、混入するリチウムイオン電池等をX線やAI等を活用して高度に選別する設備や、発火を検知し各設備（施設の自動停止、散水等の延焼防止対策、警報発報等）と連携・連動するシステムの導入を支援することにより、予期せぬ火災事故への強靱化と再生材（主にプラスチック）の質・量の安定供給力確保を推進するとともに、先進的な装置の国際展開を見据えた市場創出等を実施する。

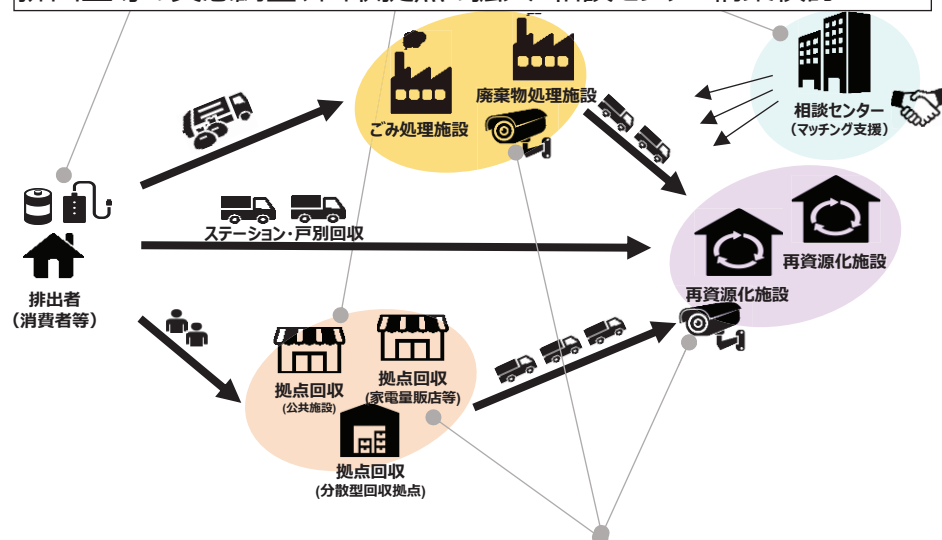
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 請負事業、(2) 間接補助 補助率 1/2又は1/3
- 請負先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

（1）広域処理体制構築検討

排出量等の実態調査、回収拠点の拡大・相談センター構築検討



（2）火災防止等設備導入促進事業

リチウムイオン電池の高度選別機・検知連携システムの導入支援

お問合せ先： (1) 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話:03-5521-9273
(2) 資源循環課 電話:03-6205-4903、廃棄物規制担当参事官室 電話:03-6457-9096

一般廃棄物処理施設の整備



【令和7年度補正予算（案） 119,910百万円】

防災・減災、国土強靱化、廃棄物エネルギーの利用等を推進するため一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

昨今の災害や火災事故等による一般廃棄物処理施設の被災の経験を踏まえ、災害時の事故リスクが懸念される一般廃棄物処理施設の整備・更新の支援を加速することにより、地域に不可欠な生活インフラであり、災害廃棄物処理の中核を担うなど災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図り、一般廃棄物・災害廃棄物の処理体制を充実・強化する。また、既存のごみ焼却施設を更新することで、エネルギー起源CO2の排出抑制を図り、廃棄物処理分野の2050年カーボンニュートラルに向けた対応を加速化する。

2. 事業内容

市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備等を支援し、一般廃棄物・災害廃棄物の処理体制を充実・強化するとともに、既存施設の更新等によりエネルギー起源CO2の排出抑制を図り、廃棄物処理分野の2050年カーボンニュートラルに向けた対応を加速化する。

具体的には、以下の施設整備事業等の一部を補助する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設
- ・基幹的設備改良事業
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 等

3. 事業スキーム

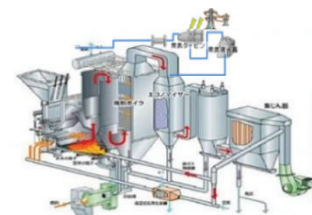
- | | |
|--------|---------------------|
| ■ 事業形態 | 交付金（交付率：1／3（一部1／2）） |
| ■ 交付対象 | 市町村等 |
| ■ 実施期間 | 令和7年度 |

4. 事業イメージ



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備等を支援



既存施設の更新等によりエネルギー起源CO2の排出抑制を図る

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-8337

災害に強い浄化槽の整備による防災対策の拡充（循環型社会形成推進交付金）



【令和7年度補正予算（案）500百万円】環境省



単独処理浄化槽やくみ取り槽を災害に強く早期に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- ・災害対応・強靱化のため、老朽化に伴って生活環境等に重大な支障が生じるおそれがある特定既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進を支援。
- ・あわせて、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに、災害時において浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図るための台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）
・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 ＜R11までの時限措置＞

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、補助金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

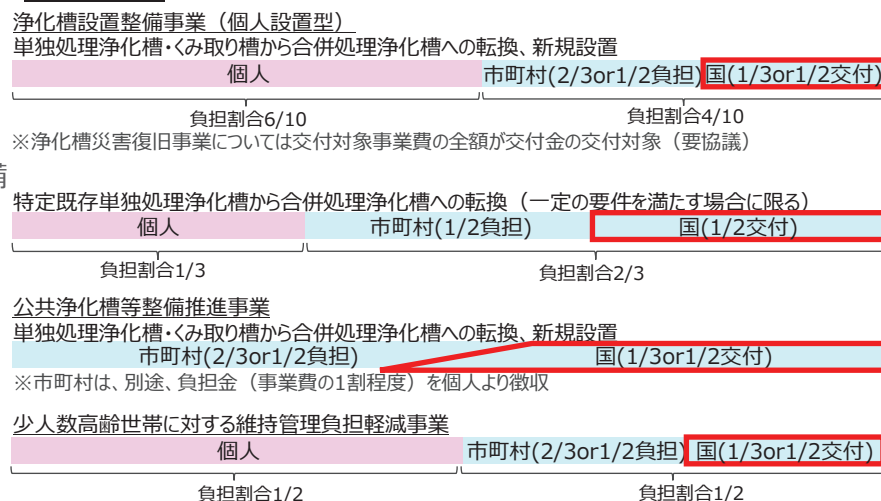
「災害に強い」浄化槽の特徴

- ・分散処理のため長い管きよは不要であり、地震等の災害への対応力が高い。
- ・破損が発生しても、応急措置により個別に復旧しやすい。

○交付フロー



○費用負担



お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

災害等廃棄物処理事業費補助金



【令和7年度補正予算（案） 51,417百万円】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

令和6年能登半島地震、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害等により発生した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対して補助を行い、被災者の生活の早期再建を促進し、被災市町村における早期の復旧・復興を図る。

2. 事業内容

（1）ごみ処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

（2）し尿処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 2）
- 補助対象 市町村等
- 実施期間 令和7年度

4. 補助対象



① 片付けごみの収集・運搬及び処分



② 損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分



③ 仮設トイレのし尿収集・運搬及び処分

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

災害等廃棄物処理促進費補助金



【令和7年度補正予算（案） 4,281百万円】

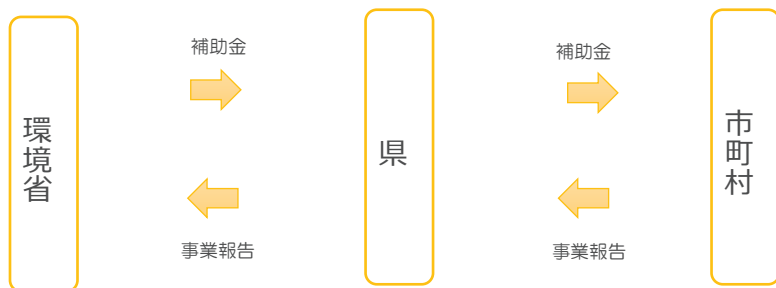
既存基金制度の枠組みを活用し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

令和6年能登半島地震等により特に必要となった廃棄物の安全かつ適正な処理を既存基金制度の枠組みを活用し、被災地における災害廃棄物処理事業を支援する。

2. 事業内容

災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う事業について、環境省より被災県に対し基金を造成するための補助金を交付し、被災県は基金を取り崩して市町村へ補助。



4. 補助対象

災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う以下の事業について、既存基金制度の枠組みを活用し支援。



①片付けごみの収集・運搬及び処分



②損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分



③仮設トイレのし尿収集・運搬及び処分

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（基金）
- 補助対象 県
- 実施期間 令和7年度

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助



【令和7年度補正予算（案） 847百万円】

被災した廃棄物処理施設の復旧を支援します。

1. 事業目的

令和6年能登半島地震、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害等により被害を受けた廃棄物処理施設等の災害復旧事業に要する費用に対して補助を行い、早期の廃棄物処理体制の回復を図る。

2. 事業内容

地方公共団体が行う、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）及び産業廃棄物処理施設等の災害復旧事業に要する費用に対する補助。

＜施設に被害をもたらした災害＞

- ・ 令和6年能登半島地震
- ・ 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 2、8 / 10 等）
- 補助対象 地方公共団体
- 実施期間 令和7年度

4. 補助対象

施設全体に被害・運転停止



被災した廃棄物処理施設



被災した浄化槽

復旧・運転再開



災害復旧事業

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業



【令和7年度補正予算（案） 1,102百万円】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

令和6年能登半島地震の検証等を踏まえ、大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。

令和6年能登半島地震等における課題を踏まえ、国土強靱化の観点から抜本的な災害廃棄物処理システムの強靱化に向け、平時からの備えを進めていきます。

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

- (1) 令和6年能登半島地震における災害対応の振り返り及び改善点の整理
- (2) 自治体の国土強靱化対策の加速化
- (3) 地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (4) 全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (5) 損壊家屋等の公費解体の迅速化・効率化

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室 電話：03-5521-8358

不適正ヤードへの規制強化に向けた制度構築



【令和7年度補正予算（案）97百万円】

ヤードにおける金属スクラップ等の不適正な取扱いに起因する生活環境保全上の支障を防止します。

1. 事業目的

- ① 一部のヤードにおいて、廃棄物処理法の規制対象外である金属スクラップ等の不適正な取扱いに起因する生活環境保全上の支障を防止するため、新たな規制の枠組みを構築する。
- ② ヤードにおける金属スクラップ等の保管や処理に関する基準を設け、不適正な取扱いを是正する。

2. 事業内容

金属スクラップ等の保管ヤードに対する実効性の高い規制の枠組みを構築するため、

- ① 有識者会議においてヤード事業者が従うべき各種基準等を検討する。当該検討結果を基に政省令、ガイドライン等を整備する。
- ② 全国7ブロックに分けて、自治体や事業者団体に対する説明会を開催し、新制度に係る周知と意見交換を行う。加えて、中央環境審議会の取りまとめを踏まえ、条例制定自治体や事業者団体からヒアリングを行い、新制度の運用に向けた課題を整理する。
- ③ 全国のヤード数、立地状況、周辺環境に影響を引き起こしたヤード等、全国規模のヤード現地調査を行い、不適正なヤードの動きや傾向を把握する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

① 有識者会議



➤ 詳細な基準を検討

② 説明会



➤ 自治体及び事業者向けに実施

③ 実態調査：ヤードの現場調査等



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室 電話：03-6206-1767

PCB廃棄物適正処理対策推進費



【令和7年度補正予算（案）3,850百万円】

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）へPCB処理施設のPCB除去及び撤去のための資金の出資等を行います。

1. 事業目的

- ①JESCOのPCB処理施設からのPCB除去及び処理設備等の撤去のために必要な資金の出資等を行うことで、施設からのPCBの除去・無害化及び原状回復を速やかに実施し、施設が立地する自治体における安全・安心の確保に貢献する。
- ②JESCO事業終了後に発見された高濃度PCB廃棄物の適正処理のため、処理体制の構築に向けた技術的な検討を行う。

2. 事業内容

- PCB特措法に基づき、国が中心となりPCB廃棄物処理施設の整備を推進。JESCO（政府100%出資）が全国5箇所に施設を整備した。
- 施設が立地する自治体から、JESCOの高濃度PCB廃棄物処理事業終了後、各処理施設から速やかにPCBを除去・無害化し、設備等の解体・撤去を含む処理施設設置場所の原状回復を行うことが求められている。
- PCB除去・無害化及び処理設備等の撤去のために必要な資金をJESCOへ出資することで、PCB廃棄物処理にかかるJESCOの財政基盤を強化し、PCB除去・無害化及び施設設置場所の原状回復を速やかに実施する。また、施設立地自治体が行うPCBの除去・無害化や処理施設設置場所の原状回復が安全かつ確実に行われることを確保するための環境整備に関する事業に対し補助する。
- JESCO事業終了後（令和8年4月以降）に発見された高濃度PCB廃棄物を適正に処理するため、処理体制の構築に向けた技術的な検討を行う。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-----------------------|
| ■ 事業形態 | ①出資金、補助金、②請負事業 |
| ■ 対象 | ①JESCO、施設立地自治体、②民間企業等 |
| ■ 実施期間 | 令和7年度 |

4. 事業イメージ

- 処理事業が終了した事業所から順次PCB除去・無害化及び設備等の解体・撤去を含む処理施設設置場所の原状回復作業を実施。
- 高濃度PCB廃棄物を適正に処理するため、民間事業における管理方法や処理方法等の技術的な検討を実施。

<PCB除去及び原状回復作業状況>



<PCBの無害化処理>



<PCBの調査>



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 電話：03-6457-9096

防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援事業



【令和7年度補正予算（案）4,000百万円（＜一般分＞2,000百万円、＜特会分＞2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における対策として、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性）の向上を図る。気候変動適応計画においても、施設等の強靱化に取り組むこととされている。
 - ・地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地域の脱炭素化を実現する。
- 上記を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附属設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

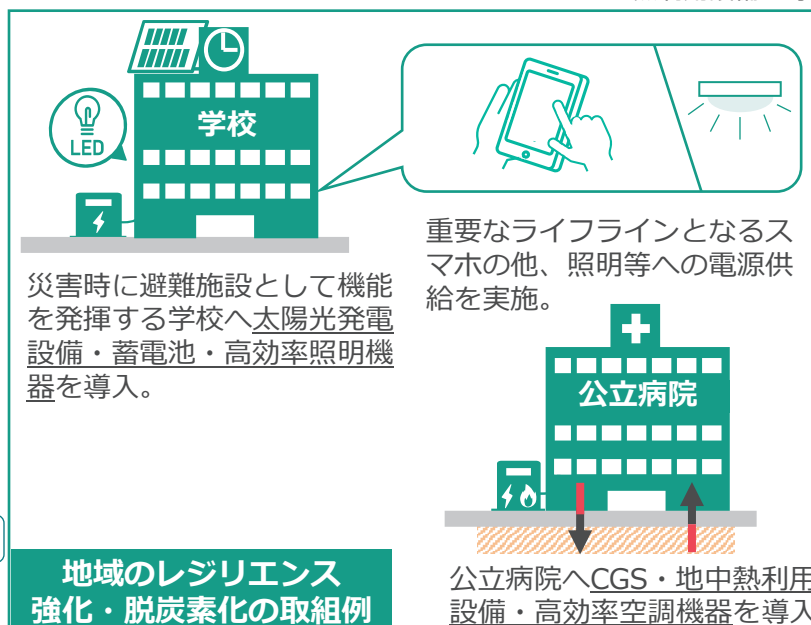
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助	都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
■ 補助対象	地方公共団体	（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
■ 実施期間	令和7年度	

4. 事業イメージ

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等
- 導入
- ・再生設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・熱利用設備 等



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
（浄化槽について）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

自然公園等事業費等



【令和7年度補正予算（案） 5,240百万円】



自然公園等における防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進を図ります。

1. 事業目的

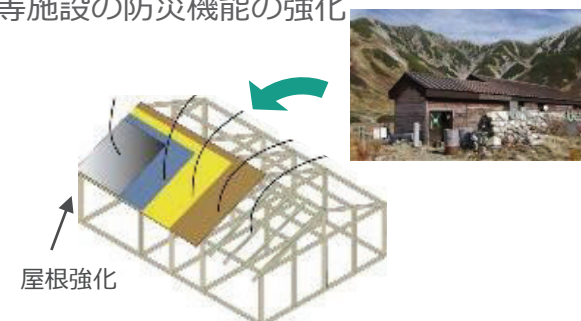
自然公園等において利用者の安全を確保するとともに国土荒廃を防止するための防災・減災、国土強靱化対策による地域の防災力の一層の強化

2. 事業内容

- 自然公園等施設の防災機能の強化
 - ・ 災害時の一時的な避難施設等の再整備
 - ・ 災害時に避難するための歩道等主要動線の再整備
 - ・ 予防保全型管理としての長寿命化計画に基づく老朽化対策
 - ・ 点検等により確認された修繕が必要な施設の老朽化対策
 - ・ 植生等の保全・再生による地表侵食の軽減、大規模崩落の抑制・防止
 - ・ 地方公共団体が実施する上記整備への支援（交付金）等

4. 事業イメージ

- 自然公園等施設の防災機能の強化



事例1 屋根強化・耐震化改修

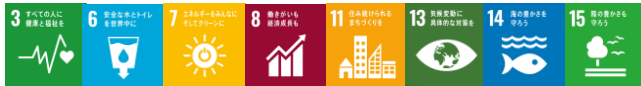


事例2 主要避難通路の再整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園 1 / 2 国立公園以外45/100）
- 請負先/交付対象 請負事業：民間、交付金事業：地方公共団体
- 実施期間 令和7年度

お問合せ先： 環境省自然環境局 自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話：03-5521-8281



災害によって被災した自然公園等施設の早期復旧を図ります。

1. 事業目的

激甚化・頻発化する自然災害により自然公園等施設に損壊等被害が生じており、観光利用の拠点となる自然公園等施設の復旧を迅速に行うことで、風評被害や利用者の減少を最低限に抑えるなど、魅力的な観光地域づくりにつなげ、地域の早期復興を実現する。

2. 事業内容

頻発する災害により国立公園をはじめとする全国自然公園等において、施設が多数被災し、通常の支援・予算では被災自治体が施設の復旧を行うことは困難な状況にある。また、被災した施設の復旧の遅れは地域一帯の観光振興への影響も大きいとため、被災自治体による施設の早期復旧を図ることが可能な措置を講ずるもの。

＜具体的な事業内容＞

- ・地方公共団体が実施する自然公園等施設の復旧事業を支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業（激甚災害：2/3、その他の災害：1/2）
- 補助対象 地方公共団体
- 実施期間 令和7年度

4. 補助対象





クマ類をはじめとする指定管理鳥獣による被害防止・軽減に向け、国全体の方針等の改定等や、地方自治体が行う対策の支援を行います。

1. 事業目的

- クマ類による被害防止と地域個体群の保全の両立に向けて、科学的データに基づく捕獲の強化、クマ対応等に係る人材の配置・育成、改正鳥獣保護管理法の附帯決議や国会審議を踏まえた鳥獣対策の基本方針を改定や出没に備えるマニュアルの改定等を行い、クマ類の総合的な対策を促進する。
- 都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（クマ類、シカ、イノシシ）の捕獲や被害対策等を支援する。

2. 事業内容

◆国直轄事業（クマ類の総合対策推進事業）

- 改正鳥獣保護管理法を踏まえた**基本指針の改定**
- 自治体向け市街地等における**クマ類出没対応の訓練の実施及びマニュアル改定**
- 市街地等における出没対応のための**捕獲技術者等研修**
- 絶滅のおそれのある**四国の個体群の保全**
- クマ類の地域ユニットにおける**個体数推定事業**
- クマ類の生息地になっている国立公園における**マニュアル策定・対策実施**

◆交付金事業（指定管理鳥獣対策事業交付金（クマ類・シカ・イノシシ））

- 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業**：認定鳥獣捕獲等事業者等の育成、指定管理鳥獣管理専門人材の配置、緊急銃猟実施対応等実務者の育成・配置等
- ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業**：指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、ニホンジカ・イノシシの捕獲、広域連携した対策、ジビエ利用対策等の実施
- クマ類総合対策事業**：特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査、出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）、クマ類の捕獲等（緊急銃猟、春期管理捕獲等）

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|--|
| ■事業形態 | 請負事業/交付金（補助率 1／2、2／3、定額） |
| ■請負先 | 請負事業：民間事業者・団体
交付金事業：都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会 |
| ■実施期間 | 令和7年度 |

4. 事業イメージ

国直轄事業…①～④の取組に加え、⑤・⑥の取組を新たに実施

⑤環境省が
統一的手法により
全国の個体数推定
調査等を実施。

⑥国立公園におけ
るマニュアル策定、
電気柵の設置等の
対策を実施。

交付金事業…地方自治体が行うクマ類・シカ・イノシシの捕獲や対応人材の育成等の被害防止対策への支援





地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和5年4月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

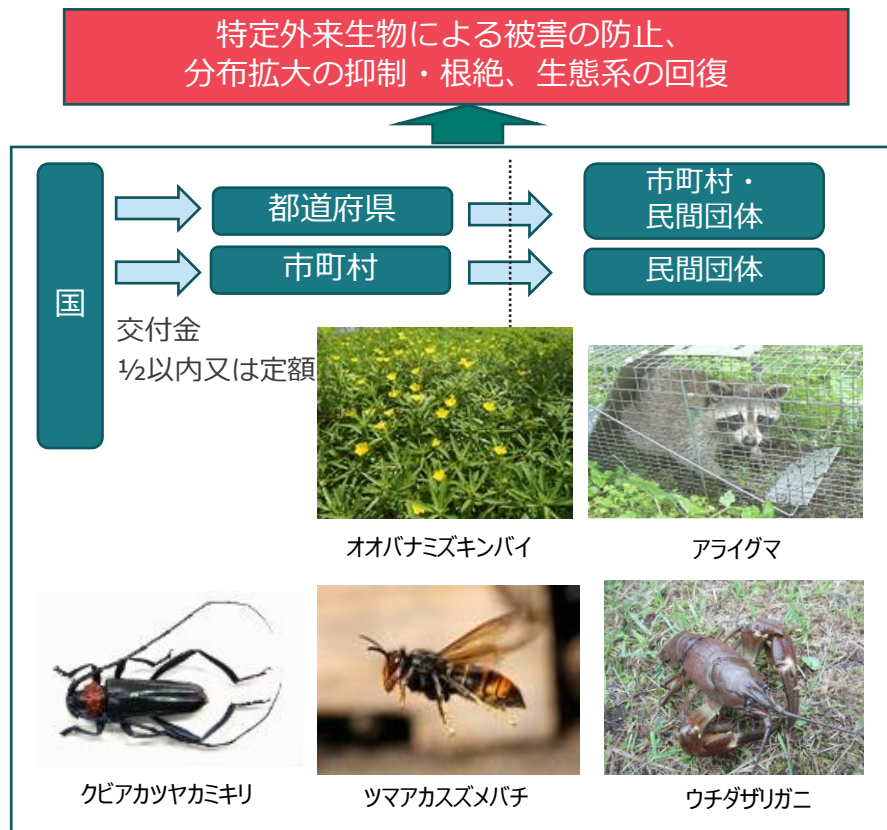
同法に基づくこれらの責務規定を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

- (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
 - (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円※）
- ※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2以内又は定額）
- 交付対象 地方公共団体 ※中間執行団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ





自治体が行う動物収容・譲渡対策施設の整備に対し、補助を行います。

1. 事業目的

- ①都道府県等が引き取った犬猫を収容し馴致訓練や譲渡会等の取組を促進する施設の整備を図ることで、返還・譲渡の機会増大につながり、もって、返還・譲渡率の増加による殺処分数の削減に寄与する。
- ②災害時におけるペット連れ被災者の円滑な避難と広域的な支援体制の推進整備を図る。

2. 事業内容

- (1)都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）
- (2)災害時におけるペット連れ被災者の一時預かり拠点施設の整備に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）
 - ・都道府県が引き取った犬猫について、動物愛護管理基本指針（令和2年4月改正）における目標である平成30年度比50%減の殺処分数約2万頭を達成するも、依然として年間9千頭超の犬猫が殺処分されている状況。
 - ・引き取った犬猫を収容し譲渡会等の取組を促進する施設の確保が喫緊の課題だが、施設老朽化による更新時期にあり、短期間で集中的な整備が必要。
 - ・近年多発する災害時における被災ペット対策として、ペットの一時預かり機能を備えた拠点施設を整備する必要性の高まり。
 - ・防災基本計画（令和6年6月改訂）…市町村の事務に、避難所等に家庭動物と同行避難した被災者の受け入れの平時からの訓練や周知が求められる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業、間接補助事業（補助率：1／2以内）
- 補助事業 都道府県、政令市及び中核市、等
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



動物愛護センターの新築



譲渡のための施設改修



収容設備の増改築



災害時の一時預かり拠点施設の整備

PFAS対策推進費



【令和7年度補正予算（案） 944百万円】

PFASの科学的知見を充実させつつ、汚染拡大対策の支援等を進めます。

1. 事業目的

- ① 環境部局・水道部局連携の下での実態把握・対策
- ② PFOS等の濃度低減のための対策手法、環境中の存在状況に関する知見の充実を通じた安全・安心の確保

2. 事業内容

PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）のうち、PFOS・PFOAについては、主に過去に様々な形で排出されて環境中等に残存していることから、国内各地の地下水等で指針値（合算で50ng/L）の超過事例が生じており、PFAS対策の強化が求められている。

このため、

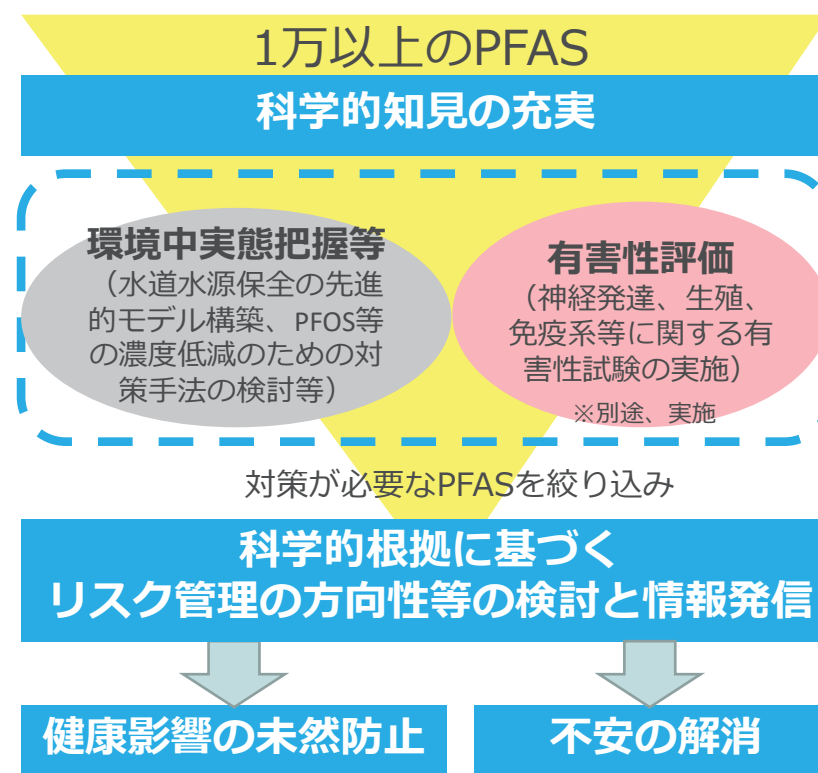
- （1）水環境・水道の一体的リスク管理を促す先進的地域モデルの構築
- （2）PFOS等の濃度低減のための対策手法の検討
- （3）環境中への流出・拡散や環境中の存在状況、小規模水道事業者等の取水状況等に関する知見の収集

を通じ、科学的知見及び対策技術等の収集を図りつつ、科学的根拠に基づく対応を図り、安全・安心を確保する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 及び (2) 委託事業、(3) 請負事業
- 委託・請負先 (1) ～ (3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省水・大気環境局環境管理課有機フッ素化合物対策室 電話：03-5521-8313

花粉症による健康影響基礎調査費



【令和7年度補正予算（案） 70百万円】

花粉の飛散による経済影響について調査等を行い、効率的な施策の提案を目指します。

1. 事業目的

花粉の飛散に伴う経済への影響について、最新の知見や統計情報を収集し、関係省庁と試算、検討、評価を実施する。

2. 事業内容

- 令和5年に閣議決定された「花粉症の全体像」に基づき、環境省では国民が適切な花粉症の予防行動をとれるよう、花粉に関する情報の提供を実施している。
- 花粉症が社会へ与える影響については、定量的な評価が今まで行われておらず、十分な検討が進んでいない。今後、政府で花粉症対策を推進するにあたり、社会影響の全体像を定量的に把握することは、政策の方向性を検討する観点からも重要。
- 本事業では、花粉の飛散による経済影響を評価するために必要な文献調査、有識者ヒアリング、試算、試算結果の妥当性について関係省庁との検討会を通じた検討を実施する。これにより、経済影響について定量的な基礎資料を得ることを目的とする。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-----------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和7年度（予定） |

4.



お問合せ先：

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の化学物質分析加速化事業



【令和7年度補正予算（案） 1,000百万円】

化学物質のばく露等による子どもへの健康影響を明らかにするエコチル調査において、エコチル調査を効果的・効率的に推進し、生体試料の化学分析を加速化し、科学的知見の収集および安全・安心な環境の早期実現等を図ります。

1. 事業目的

約10万組の親子の協力のもと実施しているエコチル調査において収集した生体試料について、化学分析に資する取組を加速し、化学物質による子どもの健康への影響の解明を進め、安全・安心な環境の早期実現等を図る。

2. 事業内容

○ 約10万組の親子の協力のもと実施しているエコチル調査における生体試料の化学分析に資する取組を加速化し、その影響を解明することで、安全・安心な環境の実現を目指すもの。

○ 発がん性が指摘されている**除草剤**について、国内のばく露状況および健康影響についての知見が乏しく、これらの評価・科学的知見の集積が急務であるため、これらの化学分析を行う。

○ 精神神経発達への影響が指摘されている**元素**^(※)について、胎児期・小児期のばく露状況の知見が限定的であり、年齢に合わせた環境保健施策を実施するために、これらの科学的知見の集積が急務であるため、これらの化学分析等を行う。

(※) 亜鉛、鉛、マンガン、バリウム、ストロンチウム、リチウム、スズ等

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|---------------|
| ■ 事業形態 | 交付金（運営費交付金） |
| ■ 交付対象 | 研究機関（国立環境研究所） |
| ■ 実施期間 | 令和7年度 |

4. 事業イメージ

● 除草剤の健康影響

健康影響評価の先行研究が乏しく、国内のばく露状況や健康影響に関する科学的知見の集積が必要

● 元素の小児期ばく露

胎児期・小児期を通じた知見が限定的であり、年齢ごとのばく露状況を把握できる乳歯分析や小児の複数時点での血中濃度などの科学的知見の集積が必要



化学物質の健康影響に関する調査研究を加速化



化学物質による子どもの健康への影響の解明が進み、安全・安心な環境の早期実現に貢献

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室 電話:03-5521-8263

海岸漂着物等地域対策推進事業



【令和7年度補正予算（案） 3,800百万円】

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

（補助率）

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1／2
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9／10～7／10、定額※
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率9.5／10～8.5／10
※漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 海洋環境課 電話：03-5521-9025

イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業



【令和7年度補正予算（案） 700百万円】

※フェーズ3支援について、5年間で総額1,672百万円の国庫債務負担（令和7年度は568百万円）

環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションを創出します

1. 事業目的

環境スタートアップの研究開発から事業化までを切れ目なく支援することでイノベーションの創出を図るとともに、環境ビジネスの創出・拡大及び雇用の増加に貢献する。

2. 事業内容

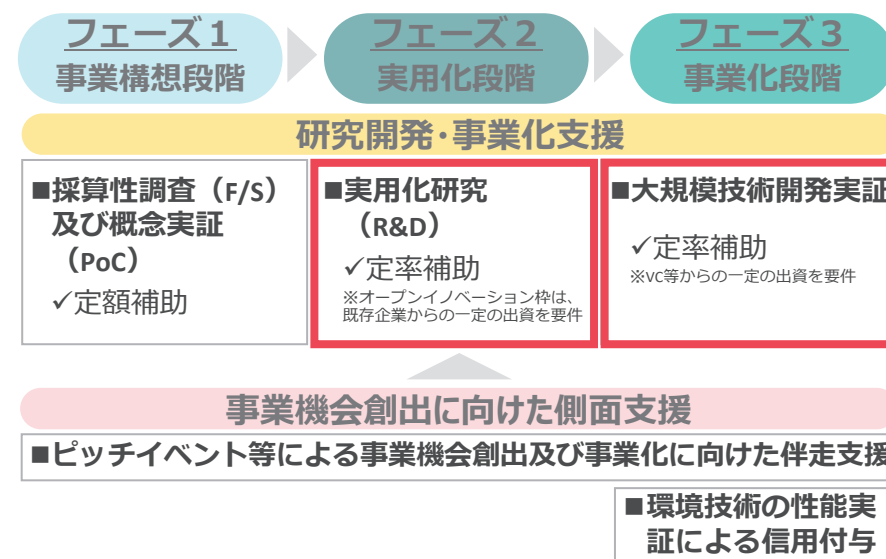
環境スタートアップ特化型の研究開発支援

優れた技術シーズを持つ環境スタートアップの研究開発・事業化をF/S、PoCで幅広く支援しつつ、有望案件を絞り込んでR&D、大規模技術開発実証で集中的・継続的に支援することで切れ目のない支援を実施。また、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションによるR&Dの案件の支援の実施により、社会実装に向けた取組を強化。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～

4. 事業イメージ



※本予算は、SBIR制度に基づく府省庁等横断の統一プログラムに該当する予算である。



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

電話：03-6205-8276

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）推進事業（欧州復興開発銀行（EBRD）拠出金事業）



【令和7年度補正予算（案）150百万円】

優れた脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により途上国の脱炭素社会への移行等を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援する。EBRDを通じて、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する脱炭素技術等の導入を支援。

2. 事業内容

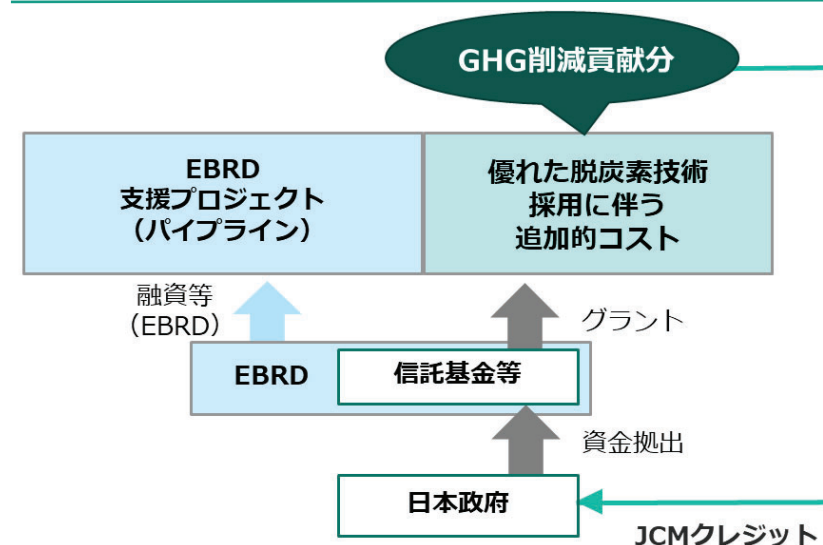
「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。

特に、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをEBRDの基金により支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、東ヨーロッパ、コーカサス、中央アジア地域等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 欧州復興開発銀行（EBRD）
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



＜具体的な脱炭素技術等の事例＞

高効率送電線
スマートビルディング
水力発電 等

二国間クレジット制度（JCM）によるエネ起CO2以外を主とした温室効果ガス削減推進事業（農林水産省連携）



【令和7年度補正予算（案） 400百万円】

農業・森林など自然系分野のJCM案件形成やクレジット発行を加速化し、民間資金を中心とするJCMを推進します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進計画等において掲げられたJCMの温室効果ガス削減目標の達成や、GX-ETSの下でのJCMクレジット活用のため、削減効果が大きい農業・森林管理などの自然系分野等における案件形成やクレジット発行を加速化、インベントリへの反映に向けたGHG排出量の算定手法開発等を行い、民間資金を中心とするJCMプロジェクトを推進する。

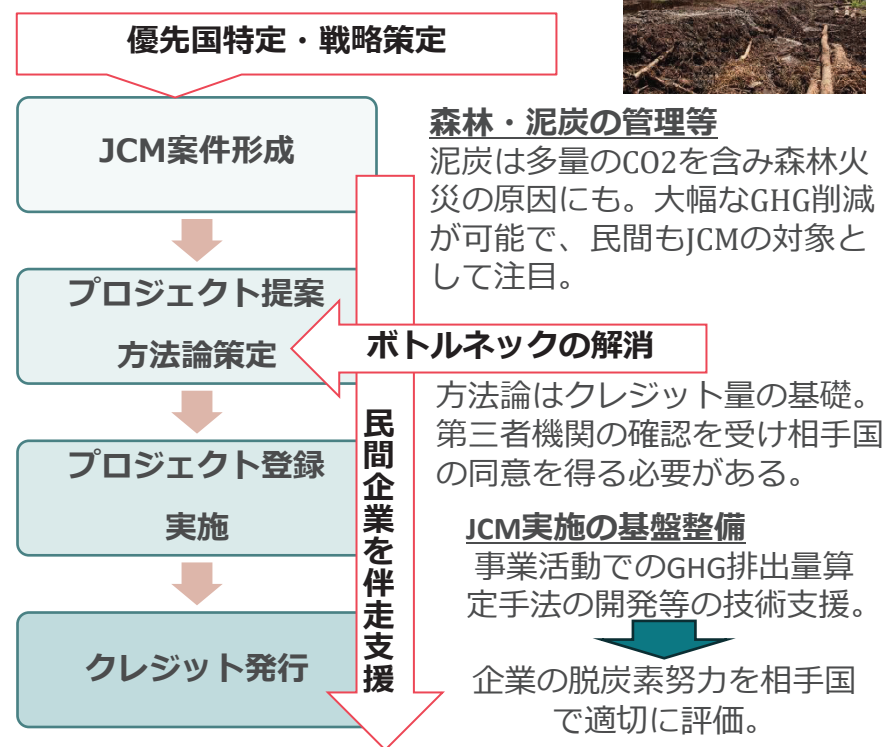
2. 事業内容

削減ポテンシャルが大きいが実績が少ない森林・泥炭地の管理や水田中干しの実施等の自然系分野等において、JCMプロジェクトとする際のボトルネックとなっている、温室効果ガス削減量を定量化する計算方法（方法論）の開発、政府間での交渉体制の構築による案件形成促進・クレジット発行の伴走支援、優先国の特定と戦略の策定等を行い、民間資金を中心とするJCMプロジェクトを推進しパリ協定に基づくクレジット発行を加速化する。またこの基盤として、相手国で企業の脱炭素努力が適切に評価され国のインベントリに反映される市場を作るため、事業活動でのGHG排出量について算定手法開発等の技術的支援を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負・委託
- 請負先・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室 電話：03-5521-8246 地球環境局国際連携課気候変動国際交渉室 電話：03-5521-8330

ASEANにおける廃自動車・EVバッテリーからの金属資源回収実態調査事業



【令和7年度補正予算（案） 100百万円】

経済安全保障に重要な、廃自動車・EVバッテリーからの金属資源回収による資源確保に関し、実態調査を実施します

1. 事業目的

特定国への依存度が高いニッケル、コバルト、リチウム等の重要鉱物資源確保は、経済安全保障上喫緊の課題。EVバッテリーや廃自動車からのリサイクルを通じた金属資源回収は、重要な資源確保手段となり得る。ASEAN地域は経済発展・人口増等から、自動車の新車販売台数、EV導入が増加しており、今後、自動車とEVバッテリーの大量廃棄が発生すると見込まれる。このため、EVバッテリー・廃自動車に含まれる有用金属を戦略的に確保し、我が国の経済安全保障と相手国の環境改善に資するべく、ASEANにおけるEVバッテリー・自動車について、東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)を通じて、実態調査等を行う。

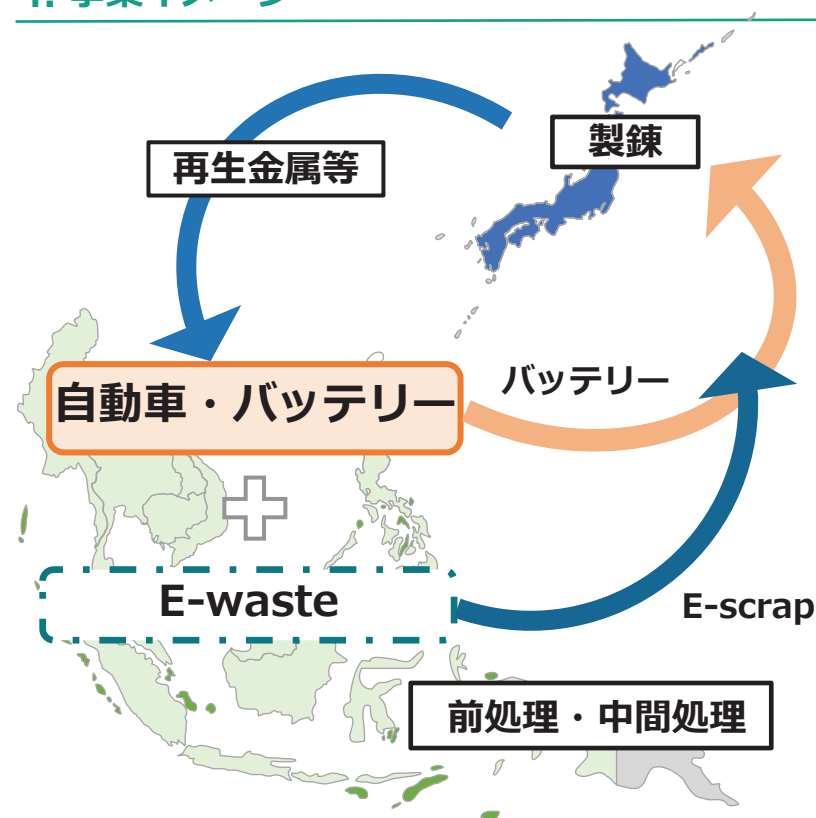
2. 事業内容

- (1) ASEAN各国等のEVバッテリー・廃自動車の再利用に関する実態調査
 - EVバッテリー・自動車を調査対象とし、ASEAN主要5か国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、フィリピン）において再利用の実地調査及び文献調査を実施する。加えて、EVバッテリーの再利用・再活用を行っている中国、韓国、及び我が国の企業活動の実態調査を行う。
 - ASEANにおけるEVバッテリー・自動車の適正な管理・処理を可能にし、日本への重要資源の還流を実現するために、現在実施中または実施が予定されている関連ビジネスについて、事業性と実現可能性を評価し、日系企業の参入を活性化するためのルール形成について、提言を行う。
- (2) ASEANにおけるEVバッテリー関連ビジネスの環境影響LCA評価
 - ASEAN主要5か国と日中韓におけるEVバッテリーの再利用・再活用の各種ビジネスの環境影響についてLCA評価を行い、環境負荷が高い方法でのビジネス課題を明確化し、我が国にとって優位である環境上適正な形で、各国の処理システムの構築がなされることを目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 請負先／拠出先 国際機関（東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)）
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

